

# 新たな沖縄振興のための制度提言

(「新たな計画の基本的な考え方(案)」における基本施策別)

平成23年4月

沖 縄 県

# 「新たな計画の基本的考え方（案）」における基本施策別制度提言一覧

「◎」新規提言、「○」現行制度の拡充、「●」現行制度の継続

## 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

《 》は、頁

基本施策	制度
(1) 自然環境の保全・活用・再生	1 自然環境の保全・再生支援制度◎《4》
(2) 持続可能な循環型社会の構築	2 循環型社会の構築促進制度◎《5》 3 離島の廃棄物処理サービス広域化支援制度◎《6》
(3) 低炭素島しょ社会の実現	4 再生可能エネルギー等導入促進支援制度◎《7》 5 エコアイランド特別地区◎《9》
(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造	6 沖縄文化振興及び産業創出・育成制度◎《11》
(5) 文化産業の戦略的な創出・育成	7 文化産業振興地域◎《12》
(6) 価値創造のまちづくり	8 沖縄らしい風景・まちづくり制度◎《13》
(7) 人間優先のまちづくり	9 沖縄総合公共交通基金（仮称）の創設◎《14》

## 2 心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して

基本施策	制度
(1) 健康・長寿おきなわの推進	
(2) 子育てセーフティネットの充実	10 新たな子育て支援制度◎《15》 11 幼児教育支援制度◎《16》
(3) 健康福祉セーフティネットの充実	12 離島医療サービス確保支援制度◎《17》 13 島しょ型福祉サービス総合支援制度◎《18》
(4) 社会リスク・セーフティネットの確立	14 健康危機管理体制の確立◎《19》
(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	15 沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設◎《20》 16 沖縄戦による所有者不明土地の解消及び真の所有者補償制度◎《21》 17 沖縄戦による遺骨収集の国による取組強化◎《22》
(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	18 水道広域化の推進◎《23》
(7) 共助・共創型地域づくりの推進	

## 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

基本施策	制度
(1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備	19 沖縄鉄道等の整備◎《24》
(2) 世界水準の観光・リゾート地の形成	20 国際観光推進制度◎《25》 21 環境共生型観光推進制度◎《26》 22 沖縄型特定免税店制度○《27》
(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化	23 情報通信産業特別地区○《28》 24 情報通信産業振興地域○《29》
(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	25 国際物流経済特区◎《30》

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	26 科学技術振興制度◎《32》
(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	27 金融業務特別地区○《34》
(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興	28 沖縄農林水産物流通条件不利性解消制度◎《36》 29 沖縄型農業共済制度◎《37》 30 沖縄県農業担い手育成基金制度◎《38》
(8) 地域産業を支える中小企業等の振興	31 中小企業経営基盤強化支援制度○《39》 32 経営革新支援制度○《40》 33 米軍発注工事への県内建設業者参入支援制度◎《41》
(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	34 産業振興地域制度(旧「産業高度化地域制度」)○《42》 35 酒税の軽減●《43》 36 電気安定供給支援制度○《45》
(10) 雇用対策と多様な人材の確保	37 沖縄型雇用促進税制◎《46》 38 沖縄雇用対策基金制度◎《47》
(11) 離島における定住条件の整備	39 交通コスト低減制度◎《48》 40 揮発油税等の軽減措置●《49》 41 離島の生活コスト低減支援制度◎《50》 42 離島・へき地支援のための教育振興総合対策◎《51》
(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	43 含みつ糖生産者総合支援制度◎《52》
(13) 駐留軍用地跡地の利用促進	44 駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)◎《53》
(14) 政策金融の活用	45 沖縄振興開発金融公庫の存続●《55》

#### 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

基本施策	制度
(1) 世界との交流ネットワークの形成	
(2) 国際協力・貢献活動の推進	46 アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献◎《56》 47 「平和・人権問題研究所」の設置◎《57》

#### 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

基本施策	制度
(1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進	
(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備	48 離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター(仮称)の設置◎《58》 49 戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者支援制度◎《59》
(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	50 沖縄の地域特性に対応した地方交付税算定の見直し○《60》 51 私立学校施設整備支援◎《61》
(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	52 国際性に富む人材育成留学制度○《62》
(5) 産業振興を担う人材の育成	
(6) 地域社会を支える人材の育成	

制度名	自然環境の保全・再生支援制度		分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して		環境・エネルギー	1 (新規)
基本施策	(1) 自然環境の保全・活用・再生			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	豊かな自然環境を劣化させることなく次世代へ引き継いでいくため、サンゴ礁生態系保全、動植物の生息・生育環境保護、海岸漂着物対策など海域・陸域を含めた自然環境の保全・再生・創造を推進する。			
提 言 内 容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	<p>(1) 自然環境の保全・再生・創造型の公共事業への財政措置</p> <p>(2) 沿岸域の総合的な管理に係る財政措置</p> <p>① 県が実施するサンゴの移植・再生事業への財政措置《新規》</p> <p>② 民間団体等によるサンゴ移植再生活動の推進に必要な財政措置《新規》 試算額 (①～②合計) : 1.1 億円/年</p> <p>③ 民間団体等が行っているサンゴ礁保全活動 (オニヒトデ駆除等) を支援するための財政措置《新規》 試算額 : 2000 万円/年</p> <p>④ 県が緊急的・重点的に実施するオニヒトデ駆除等への財政措置《新規》</p> <p>⑤ 市町村や地域団体が実施する赤土等の流出防止活動に対する財政措置《新規》 試算額 : 1 億円/年</p> <p>⑥ 海岸漂着物の回収処理や普及啓発等を継続して行うため財政支援措置《新規》 試算額 : 1.6 億円/年</p> <p>(3) 外来種対策、希少種回復状況調査を行うための財政支援措置《新規》 試算額 : 5 億円</p>		
	その他			
<b>II 提言の必要性</b>				
本県が有する、サンゴ礁が発達した青い海、美しい景観の海岸線、多様性に富んだ生物の生息環境等の豊かな自然環境を次世代へと繋いでいくためには、それらの保全・再生・創造に対する財政措置が必要である。				
担当部課	環境生活部 環境政策課		連絡先	098-866-2183

制度名	循環型社会の構築促進制度	分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して	環境・エネルギー	2 (新規)
基本政策	(2) 持続可能な循環型社会の構築		

## I 提言の概要

提言目的	環境関連産業の育成・誘致による地域循環システムの確立や廃家電・廃自動車等の適正処理などにより3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進・徹底し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。		
提言内容	税の特例	<p>① 設備投資減税&lt;新規&gt;  対象事業者：環境関連事業者（廃棄物処理業、再生可能エネルギー関係）  対象設備：機械装置及び特定の器具備品等 160 万円以上（リースも対象）  建物及びその付属設備 500 万円以上（同時取得要件なし）  機械装置及び特定の器具備品等、建物及び付属設備を取得した場合、下記(1)または(2)の減税を行う。(1)と(2)のどちらかを選択)  (1)投資税額控除 控除率：機械装置等 30% 建物等：16% 繰越期間：9年  (2)特別償却制度 償却率：機械装置等 100% 建物等：50% 繰越期間：1年  税減収見込額：試算中</p> <p>② 地方税の減免措置に伴う地方交付税による減収補填措置&lt;新規&gt;  ・法人事業税、固定資産税、不動産取得税  ・補填期間：10年間 ・下限取得額：500万円以上</p>	
	規制緩和	—	
	金融支援	① 沖縄振興開発金融公庫による資金の確保<新規>	
	その他	財政措置	<p>① 環境関連企業が各種施設整備を行う際の財政支援措置&lt;新規&gt;  試算額：2億円/年</p> <p>② 離島からの廃家電の海上輸送費のうち、市町村負担分に対する財政措置&lt;新規&gt;  試算額：450万円/年</p> <p>③ 廃自動車の海上輸送単価の全国平均との差額に対する財政措置&lt;新規&gt;  試算額：200万円/年</p>
	その他	—	

## II 提言の必要性

本県は島しょ性などの特殊事情から、廃棄物再生処理を一箇所に集積して行うことが困難であること、離島においては廃家電・廃自動車等の処理に対する輸送費が負担となり適正処理が進まないなどの現状がある。そのため域内で資源循環を行うことができる環境関連企業の育成・誘致を促進する税制優遇や財政措置、離島からの廃家電等の輸送費に対する財政措置などが必要である。

担当部課	環境生活部 環境政策課	連絡先	098-866-2183
------	-------------	-----	--------------

制度名	離島廃棄物処理サービス広域化支援制度		分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して		環境・エネルギー	3 (新規)
基本施策	(2) 持続可能な循環型社会の構築			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	廃棄物処理の広域化を図ることで、離島市町村における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を促進する。			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	①廃棄物処理の広域化をした離島市町村一部事務組合が行う施設整備に対する財政措置（処理に係る運搬船も新たに対象施設に盛り込む）《新規》 試算：140億円（10年間）	
	その他	—		
<b>II 提言の必要性</b>				
離島市町村においては、廃棄物処理に係る経費が重い負担になっているため、再生処理への取組が進んでいない。循環型社会の構築に向けた3R促進のためには、広域化を進め、処理費用の負担軽減を図る必要がある。				
担当部課	環境生活部 環境整備課		連絡先	098-866-2231

制度名	再生可能エネルギー等導入促進支援制度	分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して	環境・エネルギー	4 (新規)
基本施策	(3) 低炭素島しょ社会の実現		

## I 提言の概要

提言目的	再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど環境技術の革新を進め、世界の環境フロンティア及び地球温暖化対策の先進的モデルとなる「低炭素島しょ社会」を実現する。		
提言内容	税の特例	<p>①再生可能エネルギー等の技術導入・設備設置、研究開発・実証実験等を行う企業への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備：建物等、機械等、特定の器具等 &lt;&lt;新規&gt;&gt; (「建物付属設備のみの取得」及び「リース物件」も対象)</li> <li>・下限取得額：建物等 500 万円以上、機械等、器具等 160 万円以上 &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> </ul> <p>[投資税額控除]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率：建物等 16%・機械等 30% &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> <li>・控除限度額：上限なし &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> <li>・繰越期間：9 年間 &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> </ul> <p>[特別償却]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却率：建物等 50%、機械等 100% &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> </ul> <p>②バイオ燃料等の利用について国税の減免&lt;&lt;拡充&gt;&gt;</p> <p>③【再掲】発電用 LNG（液化天然ガス）に係る石油石炭税の免除 &lt;&lt;現行：課税対象&gt;&gt; ※整理番号 36 の「電気安定供給支援制度」に係る措置</p> <p>④亜熱帯版エコ住宅の新築・改修を行う者に対する固定資産税の減免&lt;&lt;新規&gt;&gt;</p> <p>⑤地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填期間：10 年間 &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> <li>・下限取得額：500 万円以上 &lt;&lt;新規&gt;&gt;</li> </ul>	
	規制緩和	①バイオ燃料製造・販売に係る規制緩和 <<新規>>	
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 <<拡充>>	
	その他	財政措置	<p>①再生可能エネルギー導入に係る財政支援措置&lt;&lt;新規&gt;&gt;</p> <p>②住宅・施設の省エネ化に係る財政支援措置&lt;&lt;新規&gt;&gt;</p> <p>③クリーンエネルギー自動車の導入に係る財政支援措置&lt;&lt;新規&gt;&gt;</p> <p>④バイオ燃料普及に向けた基盤整備に係る財政支援措置&lt;&lt;新規&gt;&gt;</p>

その他

## Ⅱ 提言の必要性

本県は、地理的・地形的条件及び需要規模の制約等により電気エネルギーをCO2排出量が多い火力発電に依存せざるを得ない状況にある。温暖化防止を進め、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、CO2排出量の少ない再生可能エネルギー等の導入を促進する税の特例・規制緩和・財政措置を創設する必要がある。

担当部課

商工労働部 産業政策課

連絡先

098-866-2330



制度名	エコアイランド特別地区	分野名	環境・エネルギー	整理番号	5 (新規)
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して				
基本施策	(3) 低炭素島しょ社会の実現				
<b>I 提言の概要</b>					
提言目的	一次エネルギー消費量をゼロにする「ネット・ゼロ・エネルギーアイランド」へ向けた取り組みとして、エコアイランド特区を創設し、世界初の再生可能エネルギー100%の島づくりを目指す。				
提 言 内 容	税の特例	<p>【再掲】</p> <p>①再生可能エネルギー等の技術導入・設備設置、研究開発・実証実験等を行う企業への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備：建物等、機械等、特定の器具等 ≪新規≫ (「建物付属設備のみの取得」及び「リース物件」も対象)</li> <li>・下限取得額：建物等 500 万円以上、機械等、器具等 160 万円以上 ≪新規≫</li> </ul> <p>[投資税額控除]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率：建物等 16%・機械等 30% ≪新規≫</li> <li>・控除限度額：上限なし ≪新規≫</li> <li>・繰越期間：9 年間 ≪新規≫</li> </ul> <p>[特別償却]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却率：建物等 50%、機械等 100% ≪新規≫</li> </ul> <p>②バイオ燃料等の利用について国税の減免 ≪拡充≫</p> <p>※上記①②は、整理番号 4 の「再生可能エネルギー等導入促進支援制度」と同様の措置</p> <p>③電気自動車等に対するエコカー減税・グリーン税制の継続 ≪新規≫</p> <p>④エコハウス・エコビルへ新築・改修を行う者に対する税制優遇措置 ≪新規≫</p> <p>⑤地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填期間：10 年間 ≪新規≫</li> <li>・下限取得額：500 万円以上 ≪新規≫</li> </ul>			
	規制緩和	<p>①再生可能エネルギー等による電気の利用に係る規制や要件の緩和 ≪新規≫</p> <p>②バイオ燃料製造・販売・輸送者に係る規制の緩和 ≪新規≫</p> <p>③長期優良住宅・エコ住宅の認定基準の緩和（亜熱帯版の制定） ≪新規≫</p> <p>④電気自動車・セグウェイ使用を可能とする道路交通法の規制の緩和 ≪新規≫</p> <p>⑤水溶性天然ガス・海洋資源開発や二酸化炭素回収・貯留事業に係る規制の緩和 ≪新規≫</p>			
	金融支援	①【再掲】沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 ≪拡充≫			
	その他	財政措置	<p>【再掲】</p> <p>①再生可能エネルギー導入に係る財政支援措置 ≪新規≫</p> <p>②住宅・施設の省エネ化に係る財政支援措置 ≪新規≫</p> <p>③クリーンエネルギー自動車の導入に係る財政支援措置 ≪新規≫</p> <p>※上記①～③は、整理番号 4 の「再生可能エネルギー等導入促進支援制度」と同様の措置</p>		

	その他	-	
<b>Ⅱ 提言の必要性</b>			
<p>本県は、地理的・地形的条件及び需要規模の制約等により電気エネルギーをCO2排出量が多い火力発電に依存せざるを得ない状況にある。温暖化防止を豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、再生可能エネルギー等の導入を促進し、本県のエネルギー需給構造を改善する必要がある。</p>			
<b>担当部課</b>	商工労働部 産業政策課		<b>連絡先</b> 098-866-2330

制度名	沖縄文化振興及び産業創出・育成制度	分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して	教育・文化	6 (新規)
基本施策	(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造		

## I 提言の概要

提言目的	沖縄伝統文化・芸術等を貴重な地域資源として保全・継承し、適切な創造・発展を図るとともに、文化産業を戦略的に創造・育成する。		
提言内容	税の特例	①文化芸術活動への寄附に対する沖縄特例の税制優遇措置<<新規>> 現在、企業メセナ協議会を通じた寄付のみに限定されている「助成認定制度」について、沖縄県内の団体により行えるようにするとともに、以下の現行制度における損金参入限度額等を拡充する。 企業：損金算入額に係る率（資本金・所得金額に乘じる率）を拡充。 個人：総所得額に対する上限（40%）の拡充。 税減収見込額：6,000 千円/年	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	①伝統芸能公演の県外・海外開催に対する財政措置<<新規>> 試算額：3500 万円/年（海外2回、国内2回、計4回） ②公共文化施設等の整備に対する財政措置<<新規>> 試算額：100 億円（県立郷土芸能会館（仮称）の整備を想定）
	その他	—	

## II 提言の必要性

沖縄伝統文化・芸術等を保全・継承し、創造・発展を図るためには、文化芸術団体が継続的な活動を行えるための資金創出や公演の実施・文化拠点施設整備により伝統芸能等を活用した観光イベントを創出するなど、文化活動に対する県民の支援の活発化や伝統文化等を活用した新たな産業の創出・育成が必要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 文化振興課	連絡先	098-866-2768
------	-----------------	-----	--------------

制度名	文化産業振興地域	分野名		整理番号	
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に にする島を目指して	教育・文化		7 (新規)	
基本施策	(5) 文化産業の戦略的な創出・育成				
I 提言の概要					
提言目的	歴史的な経緯（うちな～世、大和世、アメリカ世）の中で培われてきた特色ある芸能、音楽、工芸、空手、言語、食などの琉球・沖縄文化の育成・活用による創造（文化）産業の振興を図り、本県経済の発展と雇用の創出に寄与する。				
提言内容	税の特例	①認定法人への税制優遇 <<新規>> ・事業認定：県知事認定 ・事業認定後 10 年間の法人税全額免除（11 年日以降は人件費の一定割合分を税額控除） ・対象地区：県知事指定（当初は那覇市、沖縄市、北谷町を予定） ・対象業種：放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、専門サービス業、娯楽業等 ②投資家等への税制優遇 <<新規>> ・対象者：指定地域内の認定法人に投資する個人及び法人 ③地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置 <<新規>> [認定法人] ・補填期間：10 年間 ・下限取得額：500 万円以上			
	規制緩和	—			
	金融支援	—			
	その他	財政措置	①文化産業振興基金（仮称）の創設 <<新規>> ②文化産業創出に向けた施設の整備に対する財政措置 <<新規>> ③文化産業の振興、発展に向けた措置 <<新規>>		
その他	—				
II 提言の必要性					
本県が有する特色ある文化を活用した新たな成長産業を創出するためには、音楽、舞台芸術、映像・映画等が創造性を発揮しやすい環境・雰囲気を持った空間（地域）を形成し、その地域において創造（文化）産業に特化した制度を創設する必要がある。					
担当部課	商工労働部 新産業振興課		連絡先	098-866-2340	

制度名	沖縄らしい風景・まちづくり制度	分野名	整理番号
将来像	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して	風景・まちづくり	8 (新規)
基本施策	(6) 価値創造のまちづくり		

## I 提言の概要

提 言 内 容	提 言 目 的	地域（観光）資源である沖縄らしい風景の保全・再生・創出を図り、誇りと愛着のある地域を実現する（景観計画の実効性を高めるための支援措置）。	
	税の特例	① 景観向上策の支援 ・ 赤瓦、石積み、緑化等の修景建築物の固定資産税等減免に対する交付税措置	
	規制緩和	① 景観向上策の支援 ・ ブロック塀を石積みに復元する等耐震改修に関する補助採択要件の緩和等 ② 社会資本整備における地方の自由度、裁量性の拡大 ・ 補助金適正化法の制限緩和、道路等全国一律基準の緩和等	
	金融支援	① 景観向上策に対する融資及び貸付を可能にする沖縄振興開発金融公庫法の特例 ・ 地域の景観向上には住民の協力が不可欠であることから、負担軽減を図るため、既存建物の赤瓦葺替え、屋上緑化、壁面緑化等に対する金融支援、高質化公共事業を行う自治体に対する長期貸付等	
	その他	財政措置	① 継続的活動等を支える仕組み ・ 風景・まちづくり基金の設置、風景・まちづくり研究支援機構の設立等 ② 景観インフラ整備への重点投資・財政支援措置 ・ 景観等に配慮した道路・公園・河川・海岸・市街地整備等、無電柱化、緑化等の推進
	その他	① 景観向上策の支援 ・ 景観計画区域内の景観規制の実効性を確保する仕組みの確立	

## II 提言の必要性

- ① 沖縄の風景・まちなみの大部分は、戦災で焼失しその後の米軍施政権下における強制的な土地接収や割当地、復帰後の急激な都市化等の他県と大きく異なる特殊事情により様変わりした。
- ② 沖縄の魅力を高めるには「沖縄の歴史・文化を感じる街並み」が必要と考える県民が非常に多い（第7回県民選好度調査）。
- ③ 風景・景観に対する県民意識が高まる中、風景・まちなみの質や品格の向上を図り住民の誇りや愛着を高める風景・まちづくりを推進するとともに、観光地としての魅力をより一層高める必要がある。

担当部課	土木建築部 都市計画・モノレール課	連絡先	098-866-2408
------	-------------------	-----	--------------

<b>制度名</b>	沖縄総合公共交通基金（仮称）の創設		<b>分野名</b>	<b>整理番号</b>
<b>将来像</b>	1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して		交通体系	9 (新規)
<b>基本施策</b>	(7) 人間優先のまちづくり			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	県民及び観光客の利便性の向上、離島の定住条件の改善とその振興、中南部都市圏の渋滞緩和、低炭素社会の実現を図るためには、公共交通の利用者を増大させるため利用環境の改善を図るための施策を実施することが有効である。本制度は、沖縄総合公共交通基金（仮称）を創設し、それを活用して沖縄県内の公共交通の利用環境を改善するための施策を実施するものである。			
<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	—		
	<b>規制緩和</b>	—		
	<b>金融支援</b>	—		
	<b>財政措置</b>	—		
<b>その他</b>	<b>その他</b>	沖縄総合公共交通基金（仮称）の創設（設立時：210億円） 基金の活用： ①IC乗車券、バスロケーションシステムの導入、バス停のグレードアップ等の公共交通利用促進策の実施 ②航空会社の設立等 ③低炭素バス及びモノレール車両の購入 ④その他公共交通の利用環境を改善するための事業		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>沖縄県民は平成10年に設けられた「たばこ特別税」を負担することによって、旧国有鉄道の債務を返済しているが、戦前、戦後を通して旧国有鉄道の恩恵を受けてこなかったという事情を考慮した場合、沖縄県民が負担している「たばこ特別税」は沖縄県民が利用する公共交通のために利用されるべきである。</p> <p>一方、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた将来像を実現するためには、これまでの自動車を中心とした交通政策から公共交通を中心とした交通政策への転換並びに離島の定住条件の改善及びその振興を図ることが求められている。</p> <p>そこで、これまで沖縄県民が負担してきた「たばこ特別税」及び今後負担する「たばこ特別税」に相当する額を沖縄総合公共交通基金（仮称）として積み立て、沖縄県内の公共交通の利用環境を改善するための施策の財源として活用する。</p>				
<b>担当部課</b>	企画部 交通政策課		<b>連絡先</b>	098-866-2045

制度名	新たな子育て支援制度		分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		子育て	10 (新規)
基本政策	(2) 子育てセーフティネットの充実			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	<p>本県においては、保育所待機児童が多く、認可外保育施設がその受け皿として一定の大きな役割を果たしている。また、公立公営（公立民営）に比べて、私立民営の放課後児童クラブが多いなど全国と異なる状況にあることから、認可保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等に対する支援を強化し待機児童解消等の課題解決を図る。</p> <p>また、少子化対策、次世代育成支援対策として、本県の高い出生率に着目し、全国一子どもを生子、育てやすい県を目指し保育環境の整備を図るとともに、子育て支援の先進県としてのモデルを確立する。</p>			
提言内容	税の特例	①認可外保育施設・放課後児童クラブ設置者に対する地方税の減免及び地方交付税による減収補填措置		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	<b>財政措置</b> ①保育所保育料の軽減（別途提案している幼稚園の料金の軽減との整合性を図りつつ、保護者の立場だけでなく、子育ての在り方や子どもの視点に立った保育所利用の観点から調整交付金制度の創設を検討する。） ②待機児童対策特別事業基金を継続・拡充し、新たに一定の質が確保された認可外保育施設に対する支援を盛り込む。 ③私立民営の放課後児童クラブに対する家賃等賃借料の助成 ④ひとり親家庭や低所得世帯への放課後児童クラブ保育料減免措置 ⑤公立幼稚園への低年齢児受け入れと預かり保育の拡大	<b>その他</b> ①認可保育所の定員弾力化に際し、定員の見直しを一定の期間、猶予する ②放課後児童クラブの対象児童を幼稚園児まで拡大	
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>保育所待機児童や私立民営の放課後児童クラブが多いことなど、沖縄県における特殊な子育て環境及び地域特性を踏まえ、全国一律の政策では十分な効果が期待できない状況にあり、独自の対策を展開する必要があることから、沖縄の実情に即した制度を創設し、子育て環境の整備を図る必要がある。また、本県は、全国一高い出生率を保っているものの、離婚率や核家族世帯率の割合が高く、県民所得が低いといった点で子育ての環境が必ずしも良好とはいえない。高い出生率を維持しつつ、次代を担う子どもを心身ともに健やかに育成するため、全国一子どもを生子、育てやすい県を目指し、保育所等を利用しやすい環境の整備を図る必要がある。</p>				
担当部課	福祉保健部 青少年・児童家庭課		連絡先	098-866-2174

制度名	幼児教育支援制度		分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		教育・文化	11 (新規)
基本施策	(2) 子育てセーフティネットの充実			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	<p>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められている。</p> <p>本県の幼稚園は、歴史的な背景から義務教育に準ずるものと位置づけられ、就学前の1年間は、幼稚園に通うという認識が県民に受け継がれており、5歳児の就園率は、全国55.7%に対し、本県80.8%と全国一となっている。また、ほとんどの公立幼稚園は、小学校に併設し、校長が園長を兼任し、幼小連携が日常的に充実している良さがある。沖縄型の幼稚園教育を推進し、小1プロブレムの解消や幼小一貫教育を全国に先駆けて実施したい。</p> <p>公・私立幼稚園の入園料・保育料等を段階的に軽減し、幼児教育に係る子育て世帯の負担軽減を図ることにより、3年保育の促進等が期待でき、子どもの健やかな成長と子育て支援に資する取り組みとなる。</p>			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	<b>財政措置</b> 公私立幼稚園における3歳から5歳までの幼稚園に要する料金の軽減を図る ①公立幼稚園においては、入園料、保育料等について段階的に軽減を図る ②私立幼稚園においては、公立と同等の財政支援により経費を軽減する		
	その他			
<b>II 提言の必要性</b>				
①本県は、島嶼地域で大きな産業もないため、人材育成こそ沖縄の発展に欠かせないものである。 ②人材育成には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が重要である。 ③全国に先駆け、幼稚園の準義務化を図り、3歳からの3ヶ年間でしっかり教育し、小学校教育へ円滑に接続し幼小一貫教育を推進する。 ④公立幼稚園の場合、保育終了後は保護者のニーズに応え預かり保育を拡大し、全国のモデルとなるような、沖縄型の幼児教育を行う。				
担当部課	総務部総務私学課 教育庁義務教育課		連絡先	098-866-2074 098-866-2741



制度名	離島医療サービス確保支援制度	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	離島振興	12 (新規)
基本政策	(3) 健康福祉セーフティネットの充実		

## I 提言の概要

提言内容	提言目的	離島過疎地域における医師不足や急患搬送等に対応するため、①ヘリコプター添乗医師派遣病院に対する支援、②ドクターヘリ事業実施病院に対する支援、③離島等中核病院へ医師を派遣する病院への支援及び④離島で治療等が困難な患者等が沖縄本島等の医療機関で受診する際の交通費助成に関する支援制度を創設する。	
	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ヘリコプター添乗医師派遣病院について診療報酬を加算又は財政支援</li> <li>② ドクターヘリ事業実施病院について診療報酬を加算又は財政支援</li> <li>③ 離島等中核病院へ医師を派遣する医療機関についてへき地医療拠点病院と同様に診療報酬を加算又は財政支援</li> <li>④ 離島での治療等が困難な患者が沖縄本島等の医療機関で受診する際の交通費助成</li> <li>⑤ 離島診療所において遠隔医療や専門医の派遣を受け巡回診療を行う場合、財政支援を行う</li> </ul>
	その他		

## II 提言の必要性

本県は、東西約 1,000km、南北約 400km の海域に 39 の有人離島を抱えており、これまで、離島地域を含む県全体の医療提供体制の整備に取り組んできた。しかしながら、特に離島地域については、医師不足等の課題が依然として残されており、引き続き医療環境の向上を図る必要がある。

担当部課	福祉保健部 医務課	連絡先	098-866-2169
------	-----------	-----	--------------

<b>制度名</b>	島しょ型福祉サービス総合支援制度		<b>分野名</b>	<b>整理番号</b>
<b>将来像</b>	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		離島振興	13 (新規)
<b>基本政策</b>	(3) 健康福祉セーフティネットの充実			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	小規模離島地域の実情に応じ、高齢者・障害者・児童等が必要なサービスを離島総合福祉サービスとして一体的に提供する仕組みを構築し、拠点整備・運営が円滑に実施できる環境づくりや財政支援を行う。			
<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	—		
	<b>規制緩和</b>	① 小規模離島地域において、同一の施設・職員で高齢者・障害者へのサービスを提供することを介護保険法・障害者自立支援法の通常スキームとして位置づけ、報酬を認める。 ② サービスの内容は、デイサービスを中心に、必要に応じて訪問・宿泊（ショートステイ）にも対応できる多機能型とする。 ③ 児童の一時預かりや世代間等の交流の場としても活用する。		
	<b>金融支援</b>	—		
	<b>その他</b>	<b>財政措置</b>	① サービス提供拠点及び職員宿舎となる施設整備（改修・増築を含む）に対する支援 ② 介護保険等の報酬では足りない運営経費を助成 ③ 安心・安全で安定したサービスを提供するためには、人材の確保が必要であるが、介護職員、サービス提供責任者、看護職員等を島内で募ることが困難なため島外に所在する法人等からの職員派遣を可能とする助成制度を構築	
	<b>その他</b>	—		
<b>II 提言の必要性</b>				
小規模離島地域においては、介護保険サービスの対象者が少ないため事業者の参入が厳しく、十分なサービスが提供されていない。特に、入所施設が殆どないため、入所を希望する住民は島外へ転出せざるを得ない状況にある。障害者や児童も同様に人数が少ないため、十分なサービスが提供されていない。				
<b>担当部課</b>	福祉保健部 高齢者福祉介護課		<b>連絡先</b>	098-866-2214

<b>制度名</b>	健康危機管理体制の確立		<b>分野名</b>	<b>整理番号</b>
<b>将来像</b>	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		国際貢献	14 (新規)
<b>基本政策</b>	(4) 社会リスク・セーフティネットの確立			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	<p>沖縄県における健康危機管理体制を強化することにより、</p> <p>① 日本の南の玄関口として日本本土に流入する感染症等の健康被害の防疫を強化する</p> <p>② 亜熱帯性気候を有する地域の感染症等健康被害対策の課題について、調査・研究を通して解決策を提案することにより、東南アジア等近隣諸国の健康危機管理に貢献する</p> <p>③ 島しょ性を有する沖縄県において必要な健康危機管理体制を実現する</p>			
<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	-		
	<b>規制緩和</b>	-		
	<b>金融支援</b>	-		
	<b>その他</b>	<b>財政措置</b> ① 健康危機管理情報センターに係る施設整備に対する助成 (試算：約16億円)		
	<b>その他</b>	① 国立感染症研究所、国立環境研究所等、国の機関のサテライトオフィスを設置 ② 亜熱帯性気候を有する東南アジア等近隣諸国の衛生担当者、研究者等との交流制度を創設		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>沖縄県においても全国と同様に厚生労働省のガイドラインに基づき、保健所を中心に健康危機管理体制が構築されているが、沖縄が抱える島しょ性、亜熱帯性気候、アジア諸国との連続性などの特殊事情に十分に対応できていないこと、また、本県の特殊事情に対応した健康危機管理体制を構築することにより、国の防疫強化につながることを、あわせて調査研究を推進することにより、近隣諸国を含め東南アジア地域への国際貢献に繋がる必要性としてあげられる。</p>				
<b>担当部課</b>	福祉保健部 福祉保健企画課		<b>連絡先</b>	098-866-2164

制度名	沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して	戦後処理	15 (新規)
基本施策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決		

## I 提言の概要

提言目的	沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度を創設し、国の責務により戦後処理問題の大きな課題である沖縄県内の不発弾処理を、公共工事、民間工事の別を問わずに完全に実施することで、県民の生命・財産を守り安全・安心な暮らしを確保する。		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	① 民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担《新規》 (試算：年間約55億円)
	その他	—	

## II 提言の必要性

県内には、今なお、約2,200トン余の不発弾が埋没していると推測され、年間約30トン処理する今のペースでいくと、完全処理に約70年余かかると推測されている。平成21年度までの陸上自衛隊の不発弾処理状況によると、全国の3,309トンに対して、その内1,613トン、約5割を沖縄県が占めている。公共工事、民間工事の別を問わず国の責務で処理すべき。

担当部課	知事公室 防災危機管理課	連絡先	098-866-2143
------	--------------	-----	--------------

制度名	沖縄戦による所有者不明土地の解消及び真の所有者補償制度	分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全安心に暮らせる島を目指して	戦後処理	16 (新規)
基本施策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決		

## I 提言の概要

提 言 内 容	提 言 目 的	沖縄県及び所在市町村は、復帰特別措置法に基づいて所有者不明土地を管理しているが、発生する権利関係の諸問題に対応できないため、抜本的解決策としての法整備と真の所有者等の救済を目的とする補償制度を創設して、所有者不明土地問題の抜本的解決を図ることを目的とする。	
	税の特例	—	
	規制緩和	①発生する諸問題を抜本的に解決するとともに、真の所有者を保護し、県土の有効活用にも資する、復帰特別措置法第62条に代わる新たな立法措置《新規》	
	金融支援	—	
そ の 他	財 政 措 置	①所有者不明土地の総合調査費用の全額国庫負担《新規》 ②真の所有者等への補償費用の全額国庫負担《新規》	
	そ の 他	—	

## II 提言の必要性

所有者不明土地は、太平洋戦争の沖縄戦で公図・公簿が焼失したため発生した、所有者が判明しない土地であり、沖縄県及び所在市町村は復帰特別措置法第62条に基づき真の所有者への管理義務がある。

しかし、戦後60余年を経た現在においても、未だ所有者不明土地が多く残っており、長い年月と共に土地所有権を証明する証拠の確保は困難を極め、将来的に返還が進展する見込みがつかない状況にある。

管理にあたり所有者不明土地の占有者や借地人との間で権利関係の問題が発生しているが、処分権等を有しない管理者では、管理の目的を果たせない状況にある。

以上の諸課題の抜本的解決を図るための法整備や第三者による時効取得等により返還できない場合等に対応する真の所有者のための補償制度の創設が求められる。

担当部課	総務部 管財課	連絡先	098-866-2106
------	---------	-----	--------------

制度名	沖縄戦による遺骨収集の国による取組強化		分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		戦後処理	17 (新規)
基本政策	(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	沖縄戦による戦没者の遺骨収集の迅速化を図るため、情報センター（仮称）を設置し、県・市町村・民間団体等の遺骨情報を一元化するとともに、中期計画を策定し組織的、計画的に遺骨収集を実施する。併せて、民間、ボランティア団体等に対する支援制度を創設する。			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	① 遺骨収集に関する情報センター（仮称）を設置し、県・市町村・民間団体等の遺骨情報を一元化 ② 民間ボランティア団体等の遺骨収集に対する支援	
その他	その他	① 遺骨収集の迅速化を図る観点から、国において遺骨収集に関する中期計画を策定		
<b>II 提言の必要性</b>				
沖縄戦において 188,136 人が戦没し、戦後、遺骨収集が進められてきたが平成 22 年 3 月末現在で 3,852 柱が未収骨となっている。毎年約 100 柱が収骨されているが、遺族や戦争体験者等の高齢化により情報収集が困難になっているため、国において組織的、計画的に遺骨収集の迅速化を図る必要がある。				
担当部課	福祉保健部 福祉・援護課		連絡先	098-866-2177

制度名	水道広域化の推進		分野名	整理番号
将来像	2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して		離島振興	18 (新規)
基本施策	(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	<p>本県は地理的な特殊性から水源の確保が困難な状況にあることから、ダムや長距離導水管、海水淡水化施設、海底送水管、小規模河川の活用など、様々な水道施設を整備する必要があり、一級河川等の豊富な水量を有する本土と比較して非効率な施設整備を余儀なくされており、経営状況が逼迫している事業体を多く抱えている。</p> <p>運営基盤が脆弱な小規模水道事業体の基盤安定、及び水道サービスの地域格差是正は喫緊の課題であり、その対応策としては水道広域化が有効である。</p> <p>水道広域化の推進により料金等の地域間格差を是正するため、水道法に基づく水道広域化に係る手続きの簡素化するとともに、必要となる施設整備等に対する財政支援を行う。</p>			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	① 水道法に基づく水道広域化に係る申請手続きの簡素化 (厚生労働大臣から県知事への権限移譲など)		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	① 水道広域化に伴い必要となる施設整備・維持管理等に対する支援措置 採算性の乏しい離島地域等を対象とする広域化にあたり、施設整備、維持管理等 に対し支援を行う(試算:約353億円)	
	その他	—		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>水道は住民生活や産業活動にとって重要なライフラインであるが、本県においては、島しょ性という特殊性から、安定供給や料金等のサービス水準に地域格差が顕在化している。小規模離島における定住条件を整備するため、水道広域化の推進により運営基盤の安定化を図り、地域間格差の是正を図る必要がある。</p> <p>【水道料金の状況】(10m3 使用料金 家庭用 H20 年度)          沖縄県平均 1,583 円 離島地域平均 2,103 円 離島最大 3,535 円 全国 1,451 円</p>				
担当部課	環境生活部 生活衛生課		連絡先	098-866-2055

制度名	沖縄鉄道等の整備		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		交通体系	19 (新規)
基本施策	(1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	県民及び観光客の利便性の向上、中南部都市圏における交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現、基地返還跡地の有効活用並びに県土の均衡ある発展を図る。			
提 言 内 容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	—	
	その他	全国新幹線鉄道整備法を参考に、国の負担で沖縄本島への着実な鉄道の整備が図られる法制度の制定。		
<b>II 提言の必要性</b>				
これまでの自動車を中心とした陸上交通政策から「沖縄21世紀ビジョン」の実現に資する鉄道を中心とする交通政策への転換が求められており、今後の基地跡地の最大限の利活用、北部圏域を含めた沖縄本島の均衡ある発展のため、これまでの歴史的な経緯などを踏まえ、鉄道を国の責務で整備する必要がある。				
担当部課	企画部 交通政策課		連絡先	098-866-2045



制度名	国際観光推進制度		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	20 (新規)
基本施策	(2) 世界水準の観光・リゾート地の形成			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	観光投資や観光客を世界中から呼び込む世界水準の目的地型リゾートを形成するため、成長著しいアジア諸国をはじめとする外国人旅行者の増加、観光のグローバル化への適切な対応など、観光事業の国際化・高度化を推進し、沖縄観光の国際競争力強化を図る。			
提言内容	税の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「沖縄型国際観光事業」を行う者として県知事の認定を受けた事業者に対し、10年間の法人税全額免除 《現行：観光振興地域における投資税額控除》</li> <li>②那覇空港を発着する国内線航空機に係る航空機燃料税を全額免除 《現行：那覇空港を発着する国内線航空機に係る航空機燃料税を2分の1に減額》</li> <li>③地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置 ・補填期間：10年間 《現行：5年間》</li> </ul>		
	規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>①MICE、ウエディング、医療、クルーズ観光等目的のビザ制度要件緩和《新規》</li> <li>②外国クルーズ船寄港促進のための規制緩和《新規》 ・寄航地上陸の要件緩和及びカボタージュ規制の緩和</li> <li>③研修等を経た通訳案内士以外の者が、有償ガイド行為を行うことが可能となるよう通訳案内士制度の規制を緩和《新規》</li> <li>④留学在留資格の就労要件の緩和（週28時間の就労制限など）《新規》</li> <li>⑤輸出物品販売場における消費税免税対象商品の拡大及び申請手続きの簡略化《新規》 ・商品の拡大：食料品、化粧品、飲料等の追加 ・申請手続きの緩和：テナントごとの申請から店舗単位での申請</li> <li>⑥海外における宣伝等の措置及び国際会議等の誘致促進のための措置の継続</li> </ul>		
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 《継続》		
	その他	財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①外国人観光客の増加に向けた、空港・港湾等のインフラ整備、誘客プロモーション、受入体制整備等に対する継続的な財政的支援《新規》</li> <li>②クルーズ船乗客に係るCIQ体制の強化による手続きの迅速化《新規》</li> <li>③クルーズ船に対する岸壁使用料の減免措置に対する財政的支援《新規》</li> <li>④国際観光の推進にかかる人材育成に対する支援制度の創設《新規》</li> <li>⑤国際観光都市を構築するための施設整備（大規模MICE開催施設、空手道会館、サッカー場等）に対する支援制度の創設《新規》</li> <li>⑥国及びその他団体の主催する国際会議の開催及び誘致支援《新規》</li> <li>⑦文化観光・スポーツ観光・医療ツーリズムの推進支援《新規》</li> <li>⑧那覇空港を発着する航空機に係る着陸料及び航行援助施設利用料の全額免除 《現行：那覇空港を発着する国内線は着陸料、航援料ともに6分の1に減額、国際線旅客便に関しては着陸料は10分の7（全国一律）、航援料は本則どおり（軽減なし）》</li> </ul>	
	その他	—		
<b>II 提言の必要性</b>				
世界中から観光客や観光投資を呼び込むため、優遇税制等の制度を創設するとともに、観光目的の富裕層等に対するノービザ制度を創設することや、外国人観光客とのコミュニケーションリスクのない受入体制の整備を図ることで、沖縄観光の国際化の推進及び国際競争力を強化し、世界水準の魅力ある観光地を形成することが期待できる。				
担当部課	文化観光スポーツ部 観光振興課		連絡先	098-866-2764

<b>制度名</b>	環境共生型観光推進制度		<b>分野名</b>	<b>整理番号</b>
<b>将来像</b>	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	21 (新規)
<b>基本施策</b>	(2) 世界水準の観光・リゾート地の形成			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	沖縄の豊かな自然環境や独特の伝統文化、景観等を保護・保全しつつ、それらを最大限に活かした、沖縄らしい環境共生型の持続可能な観光地の形成を図る。			
<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	①「沖縄型環境共生観光事業」を行う者として県知事の認定を受けた事業者に対し、10年間の法人税全額免除 《現行：観光振興地域における投資税額控除》 ②地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置 ・補填期間：10年間 《現行：5年間》		
	<b>規制緩和</b>	—		
	<b>金融支援</b>	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 《継続》		
	<b>その他</b>	<b>財政措置</b> ①沖縄型エコツーリズムへの支援《新規》 ・支援活動対象の拡充（環境保全型自然体験活動→自然、文化及び歴史保全型体験活動） ・市町村、団体・協議会、観光関連事業者等の行う持続的観光振興の取組（サンゴ移植、オニヒトデ駆除、利用ルールの策定等）に対する財政的支援 ・市町村、団体・協議会、観光関連事業者等の行う環境共生型の施設整備等（木道、エコトイレ、駐車場等）に対する財政的支援 ②観光関連事業者における環境共生の取組（太陽光発電設備、電気自動車の導入等）に対する財政的支援《新規》 ③観光資源の保全と活用のためのゾーニングの検討にかかる財政的支援《新規》		
<b>その他</b>	—			
<b>II 提言の必要性</b>				
沖縄の豊かな自然環境や独特の伝統文化、景観等を保護・保全しつつ、それを最大限に活かした沖縄らしい観光の推進は、持続可能な観光地づくり、ブランド化、国際競争力の強化等に繋がる。このことから、優遇税制等の制度を創設とともに、自然環境等への環境負荷調査、受入容量に応じた利用ルールの策定、観光資源の保全・再生等に向けた取組、環境負荷を軽減するための環境共生型観光利便施設の整備等に向けて、積極的に市町村、観光関連団体、民間事業者等における取組を支援し、対策を講じる必要がある。				
<b>担当部課</b>	文化観光スポーツ部 観光政策課		<b>連絡先</b>	098-866-2763

制度名	沖縄型特定免税店制度		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	22 (拡充)
基本政策	(2) 世界水準の観光・リゾート地の形成			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	制度の拡充による誘客効果で国内外観光客の増加を図り、沖縄観光の魅力向上に資することを目的とする。			
提 言 内 容	税の特例	① 関税の免除に加え、内国消費税の免除を追加《拡充：現行は関税のみ》 ② 関税免税適用上限額20万円の引上げ《拡充：現行は上限20万円》		
	規制緩和	① 免税対象者に海路で出域する旅客を追加《拡充：現行は空路のみ》 ② 特定販売施設（空港外施設）の面積要件※を満たした既設置者に対し、2店舗目からの面積要件を免除（※面積要件：小売施設と飲食施設の床面積合計1万㎡以上及び免税販売店舗面積合計5千㎡以上）《新規》 ③ 保税蔵置場間の物品搬入手続きの簡素化（現在、保税蔵置場は2カ所あり、物品を蔵置場間で移送させる場合は再度税関での手続きが必要。）《拡充》 ④ 関税免税適用購入者の氏名、利用航空便名以外の個人情報（住所等）の申告免除《新規》		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	—	
		その他	—	
<b>II 提言の必要性</b>				
関税率引下げ、消費税率引上げとなっても制度の魅力を持するとともに、クルーズ船客への対応等さらに幅広い範囲で観光客の利用を高めるためには、制度の要件緩和及び拡充が必要である。				
担当部課	文化観光スポーツ部 観光政策課		連絡先	(098) 866-2763

制度名	情報通信産業特別地区	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	23 (拡充)
基本施策	(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化		

### I 提言の概要

提言目的	<p>情報通信の基盤となる機能を有する特定情報通信事業及び高度なソフトウェア事業の立地を促進し、情報通信産業全体の集積に資するとともに、高度人材の確保、事業内容の高度化・多様化と高付加価値化を図り、アジアにおける国際情報通信拠点を形成する。</p>		
提言内容	税の特例	<p>①立地企業への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定後10年間の法人税全額免除(11年目以降は人件費の一定割合分を税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>《現行：(7)新設後10年間の35%所得控除 (i)投資税額控除の選択制》</li> </ul> </li> <li>・対象地区：県知事指定 《現行：国の同意》</li> <li>・対象業種：ソフトウェア業を追加(プログラム作成、組み込み/パッケージ/ゲームソフト等) <ul style="list-style-type: none"> <li>《現行：インターネットサービスプロバイダー、インターネットカフェ、データセンター》</li> </ul> </li> <li>・事業認定：区域外の事業所設置及び対象事業外を営むことを可能とすること <ul style="list-style-type: none"> <li>《現行：専ら区域内において対象事業を営む法人》</li> </ul> </li> </ul> <p>②立地企業の勤務者への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度技術者に対する所得税等の減免 《新規》</li> </ul> <p>③地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填期間：10年間 《現行：5年間》</li> <li>・下限取得額：500万円以上 《現行：1千万円超》</li> </ul>	
	規制緩和		
	金融支援	<p>①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 《継続》</p>	
	その他	財政措置	<p>①データセンターの支払電気料金に対する給付金補助 《新規》</p>
	その他		

### II 提言の必要性

情報通信関連産業の集積及び雇用創出については一定の成果を挙げているが、当該制度に係る事業認定は、未だない。これは、特区内(のみ)で、特定情報通信事業(のみ)を営むとする要件が、IT企業の営業形態の実情に即していないため。県内発ソフトウェアの開発事業者を対象とし、同産業全体の高付加価値化及び兼業が多いIT企業のニーズに合致することが必要。

併せて、国際情報通信拠地の形成には、税制優遇措置の拡充や割高なランニングコストの負担軽減、高度人材の確保に効果的な所得税等の優遇を行い、国際競争力を持つ地域とする必要がある。

担当部課	商工労働部 情報産業振興課	連絡先	098-866-2503
------	---------------	-----	--------------

制度名	情報通信産業振興地域		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	24 (拡充)
基本施策	(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	国内外の企業誘致の推進、県内立地企業の高度化・多様化の促進及び人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備・充実を図ることにより、アジアにおける国際情報通信拠点を形成する。			
提 言 内 容	税の特例	①立地企業への税制優遇 ・対象地区：県知事指定 ≪現行：国の同意≫ ・対象設備：「建物付属設備のみの取得」及び「リース物件」を追加 ≪現行：上記は対象外≫ ・下限取得額：建物等 500 万円、機械等 160 万円以上 ≪現行：1 千万円超≫ [投資税額控除] ・控除率：建物等 16%・機械等 30% ≪現行：建物等 8%、機械等 15%≫ 教育訓練費 50% ≪新規≫ ・控除限度額：上限なし ≪現行：法人税額の 20%相当≫ ・繰越期間：9 年間 ≪現行：4 年間≫ [特別償却] ・償却率：建物等 50%、機械等 100% ≪新規≫ ②地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置 ・補填期間：10 年間 ≪現行：5 年間≫ ・下限取得額：500 万円以上 ≪現行：1 千万円超≫		
	規制緩和	①海外技術者・研究者の入国・永住等に係る緩和 ・入国審査手続きに係る優先処理の適用 ・入国前の海外における査証申請手続きの簡素化 ・永住許可の条件である「連続 10 年の在留」の緩和		
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 ≪継続≫		
	その他	財政措置	①沖縄一本土間の通信コスト低減に係る財政支援 ≪現行：県単事業≫	
その他	その他			
<b>II 提言の必要性</b>				
国際情報通信拠点形成の実現に向け、一層の集積による企業間競争の促進や、IT津梁パークを活用した国際的な人材育成、海外企業との協業等を図り、情報技術の高度化と収益性向上（高付加価値化）との相乗効果を産み出すためには、情報通信産業に特有の投資ニーズに対応することや、設備投資意欲の一層の喚起、企業の積極的な人材育成を促進すること等が必要。				
担当部課	商工労働部 情報産業振興課		連絡先	098-866-2503

制度名	国際物流経済特区	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	25 (新規)
基本施策	(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成		

## I 提言の概要

提言目的	<p>那覇空港および那覇港、中城湾港を拠点に、周辺地域に臨空・臨港型産業を集積させ国際物流拠点を形成する。</p> <p>臨空・臨港型産業を観光・情報に次ぐ沖縄県の新たなリーディング産業と位置づけ、自立型経済の構築を図る。</p>		
提 言 内 容	税の特例	<p>①立地企業等への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税の事業認定後 10 年間全額免除（試算：年額 34 億円）、11 年目以降は人件費の一定割合の税額控除</li> <li>《現行：（ア）新設後 10 年間の 35%所得控除（イ）投資税額控除（ウ）特別償却特自貿は（ア）（イ）（ウ）から、自貿は（イ）（ウ）から 1 つを選択》</li> </ul> <p>②航空機、船舶への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機燃料税の全額免除（試算：年額 95 億円）《現行：本則の 1/2》</li> <li>・外貿船へのとん税、特別とん税の全額免除（試算：年額 2 億円）《新規》</li> <li>・内航船への免税油の使用許可（試算：年額 2.8 億円）、船舶の固定資産税の 10 年間全額免除（試算：年額 0.4 億円）《新規》</li> <li>・国際展示場における出品物の関税・消費税の免除（試算中）《新規》</li> </ul> <p>③地方税課税免除および空港、港湾費用免除による減収補填措置《継続》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 法人事業税・固定資産税・不動産取得税の 10 年間全額免除（試算：年額 96 億円）</li> <li>《現行：1,000 万円を超える設備を増設した場合、5 年間一部課税免除》</li> <li>* 那覇空港、那覇港及び中城湾港（試算 9.9 億円/年）に係る諸費用減免に伴う減収の補填《新規》</li> </ul>	
	規制緩和	<p>①貨物の保税蔵置期間の無期限化《新規》</p> <p>②沖縄経由で輸送される要検疫貨物について沖縄での動物検疫、植物検疫免除《新規》</p> <p>③保税許可手数料の免除《現行：本則の 1/2》</p> <p>④選択課税制度の適用《継続》</p> <p>⑤特区と国内の港湾を結ぶ航路での外国籍船による内国貨物の輸送許可</p> <p>《自貿、特自貿立地企業のみカボタージュ規制一部緩和》</p>	
	金融支援	<p>①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保《継続》</p>	
	その他	財政措置	<p>①那覇空港着陸料及び航行援助施設利用料の全額免除（試算：年額 50 億円）</p> <p>《現行：本則の 1/6》</p> <p>②物流拠点形成の支援《新規》</p> <p>「物流拠点の形成に必要な国有地の県への無償譲渡」及び「県による民有地の買上げや借上げ」「物流インフラの整備」（試算 300 億円以上）「管理機構の設立」（試算 130 億円）に係る財政支援</p> <p>③認定後 3 年間の輸送費助成（試算 43 億円/年）《新規》</p>
その他	その他	<p>①管理運営機構の設立に係る支援（税制の優遇、財政支援措置） 《拡充》</p>	

## Ⅱ 提言の必要性

日本と比べ著しく低い実効税率など、競争力を備えた東アジア諸国の競合地域が物流分野における国際的地位や役割を向上させるなか、本県に物流拠点を形成するにはこれら競合地域に優る制度が必要である。

**担当部課**

企画部 交通政策課

**連絡先**

098-866-2045

制度名	科学技術振興制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	26 (新規)
基本施策	(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成		

## I 提言の概要

提 言 目 的	<p>沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成に向けて、国内研究機関等の集積及び研究者の確保、産学官連携による研究開発の支援、国際的研究交流の拠点形成のための支援により、沖縄県内の産業における研究開発を促進するとともに、沖縄のポテンシャルの高いライフサイエンスなどの研究分野において、多くの研究成果を活かした新産業の創出を図る。</p>		
提 言 内 容	税 の 特 例	<p>①研究者（県が認定する）に対する所得税の減免《新規》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者： 県内在住研究者（県内の大学、研究機関、企業等において就業を目的に研究に従事している国内・海外研究者）</li> <li>・控除対象： 住居費、インターナショナルスクール授業料（海外研究者）</li> </ul> <p>②投資税額控除：研究開発に資する施設及び機器等の整備等に対し、一定金額以上の投資を行った場合、投資額の一定割合を法人税額から控除《新規》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域： 沖縄県全域</li> <li>・対象業種： 全業種（ライフサイエンス分野については重点分野として強化）</li> </ul> <p>○設備投資：研究開発に要する建物及び付属設備、機械及び装置、器具・備品、車両、ソフトウェア等に係る減価償却費 控除率：30%（重点分野 50%）</p> <p>○試験研究費：研究開発に要する原材料費、人件費及び経費、委託研究費 控除率：30%（重点分野 50%）</p> <p>○教育訓練費：研究開発に要する教育訓練費（外部講師謝金、研修委託費、外部研修参加費等） 控除率：50%</p> <p>③特別償却：研究開発について一定金額以上の投資を行った場合、特別償却を認める。 償却率：建物等 50%、機械等 100%</p> <p>④研究開発型企业投資損失準備金制度の創設《新規》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備金の積み立て割合：100%</li> <li>・準備金の積立期間及び切り崩し：積立期間 10 年、切り崩し期間 10 年</li> </ul> <p>⑤地方税の減免措置に伴う地方交付税による減収補填措置《新規》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除</li> </ul> <p>例：法人事業税（160 万円を超える設備を新增設した場合、10 年間一部課税免除）</p>	
	規 制 緩 和	<p>①研究成果を知的財産化する場合の特許等出願等手続きに係る費用についての免除規定《新規》</p>	
	金 融 支 援	—	
	そ の 他	財 政 措 置	<p>①若手研究者育成及び県内外の研究機関との共同研究支援のための基金の創設《新規》</p>



その他

- ①国際的な協力・貢献等を行うためのグローバル頭脳ハブ形成に向けた支援規定の追加《新規》
  - ・ 研究者相互の交流の活性化、学術コンベンション機能の充実等
- ②外国人研究者の入国在留申請の優先処理に対する支援規定《新規》

## Ⅱ 提言の必要性

地域の活性化を図るためには、沖縄県内の産業における研究開発を促進するとともに、特に沖縄のポテンシャルの高い研究分野においては多くの研究成果を活かした付加価値の高い新たな産業（ライフサイエンス【健康・医療・環境分野】・エネルギー産業への応用を期待）を創出する必要がある。そのためには、研究開発型企業が研究開発に投資できる環境を整備するとともに、世界レベルの優秀な研究者受入のための環境を整備することが必要である。

担当部課

企画部 科学技術振興課

連絡先

098-866-2560

制度名	金融業務特別地区	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	27 (拡充)
基本施策	(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出		

### I 提言の概要

提言目的	本県において成長の芽生えが見られるバイオ産業などに対してベンチャーファンドを組成する企業等や金融系ベンチャー企業等の集積を図り、自立経済構築の後方支援と金融業務の高度化、及び雇用機会の創出を実現する。		
提言内容	税の特例	<p>(1) 立地企業への税制優遇</p> <p>① 事業認定を受ける企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業認定後 10 年間の法人税全額免除 (11 年目以降は人件費の一定割合分を税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>◀ 現行：(7) 新設後 10 年間の 35% 所得控除 (i) 投資税額控除の選択制 ▶</li> </ul> </li> <li>・ 事業認定：区域外の事業所設置及び対象事業外を営むことを可能とすること <ul style="list-style-type: none"> <li>◀ 現行：専ら区域内において対象事業を営む法人 ▶</li> <li>従業員数 3 名以上 ◀ 現行 10 名以上 ▶</li> <li>設立済み法人も認定可能とすること ◀ 現行：新設法人のみ ▶</li> </ul> </li> </ul> <p>② 事業認定を受けない企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備：「建物付属設備のみの取得」及び「リース物件」を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>◀ 現行：上記は対象外 ▶</li> </ul> </li> <li>・ 下限取得額：建物等 500 万円、機械等 160 万円以上 ◀ 現行：1 千万円超 ▶</li> </ul> <p>[投資税額控除]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 控除率：建物等 16%・機械等 30% ◀ 現行：建物等 8%、機械等 15% ▶</li> <li>教育訓練費 50% ◀ 新規 ▶</li> <li>・ 控除限度額：上限なし ◀ 現行：法人税額の 20% 相当 ▶</li> <li>・ 繰越期間：9 年間 ◀ 現行：4 年間 ▶</li> </ul> <p>[特別償却制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償却率：建物等 50%、機械等 100% ◀ 新規 ▶</li> </ul> <p>(2) 立地企業の勤務者への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度技術者に対する所得税等の減免 ◀ 新規 ▶</li> </ul> <p>(3) 投資家等への税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特区内証券会社を介して投資を行う個人に対する配当控除 ◀ 新規 ▶</li> <li>・ 特区内ファンドから県内ベンチャー企業等に投資する者の所得・法人税控除 ◀ 新規 ▶</li> </ul> <p>(4) 地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補填期間：10 年間 ◀ 現行：5 年間 ▶</li> <li>・ 下限取得額：500 万円以上 ◀ 現行：1 千万円超 ▶</li> </ul>	
規制緩和	<p>(1) キャプティブ保険会社への設立要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低資本金の引き下げ ◀ 現行：10 億円以上 ▶</li> <li>・ 保険金等の支払能力を示すルパソン・マージン比率の引き下げ ◀ 現行：200% ▶</li> </ul>		
金融支援	—		

	その他	財政措置	
	その他	その他	—
<b>Ⅱ 提言の必要性</b>			
<p>リーディング産業である観光関連産業や情報通信産業の発展、ベンチャー企業の育成に資する投資を県外から呼び込むためには、我が国唯一の金融特区を最大限に活用した税制優遇措置の抜本的拡充及び高度人材の確保を図ることが必要となる。</p> <p>また、キャプティブ保険会社の規制緩和等は、現在海外に流出している企業税収を国内に回帰させるとともに、運営に必要な公認会計士、弁護士等の人材を県内から輩出・確保し、金融業務の高度化・多様化の実現に寄与するものである。</p>			
<b>担当部課</b>	商工労働部 情報産業振興課		<b>連絡先</b> 098-866-2503

制度名	沖縄農林水産物流通条件不利性解消制度		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力に溢れる豊かな島を目指して		産業振興	28 (新規)
基本施策	(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	沖縄が抱える地理的条件による農林水産物の流通条件の不利性を解消するため、鹿児島並みの輸送コストを実現する制度を構築し、自立した沖縄の農林水産業を確立する。			
提 言 内 容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	① 国が、輸送事業者へ輸送料金の軽減分を補てん《新規》 試算額：100億円/年	
	その他	① 沖縄県から農林水産物を県外消費市場へ出荷する場合に輸送料金低減を行う事業者の指定及び公示《新規》 ② 指定された業者に対して鹿児島県から消費市場へ農林水産物を輸送する場合と同等の輸送料金を適用することの義務付け ③ 国が輸送業者の料金軽減分を沖縄県を經由し補てん《新規》		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>① 架橋やトンネルなどの大規模な公共投資により沖縄以外の都道府県は全て陸続きとなり、本土の流通条件は大きく改善。一方、沖縄の抱える地理的条件から、本県においては本土と同様な公共投資による流通条件整備は不可能である。このため、本県の農林水産業者は、多額の輸送コストを負担し続けなければならない、その負担が市場競争する上の不利性のひとつとなっている。</p> <p>② 多額の輸送コスト負担は、農林水産業者の経営を圧迫しており、この負担を軽減することによって、市場競争力強化による農林水産業者の経営安定化、所得向上及び農林水産物の生産拡大が図られる。</p> <p>③ また、交通インフラ整備により、恒久的に流通条件が改善されている本土と同様に、沖縄の抱える地理的不利性を恒久的に解消するため、法令による条件不利性解消制度の創設が必要である。</p>				
担当部課	農林水産部 農林水産企画課		連絡先	098-866-2254

<b>制度名</b>	沖縄型農業共済制度		<b>分野名</b>	<b>整理番号</b>
<b>将来像</b>	3 希望と活力に溢れる豊かな島を目指して		産業振興	29 (新規)
<b>基本施策</b>	(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	<p>沖縄が抱える自然的不利性を勘案した独自の農業共済掛金に対する国庫負担割合を設定することで、農家負担を軽減し、農業共済への加入促進を図り、農業被害発生後に、より多くの農業経営の再建が可能となる仕組みを構築する。</p> <p>また、政府再保険制度においても、沖縄の抱える自然的不利性を勘案した通常標準被害率を設定し、本県の農業共済組合の運営の安定化を図ることで、今後とも被災した農業者への共済金が円滑に支払われる仕組みを構築する。</p>			
	<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	—	
	<b>規制緩和</b>	① 政府再保険制度における通常標準被害率の引き下げ《新規》		
	<b>金融支援</b>	—		
<b>内容</b>	<b>その他</b>	<b>財政措置</b>	① 農業共済の共済掛金に対する国庫負担割合の引き上げ《新規》 農作物共済 : 50%→80% 畑作物共済 : 55%→65% 園芸施設共済 : 50%→80% 試算額 : 10 億円/年	
		<b>その他</b>		
<b>II 提言の必要性</b>				
① 沖縄は台風常襲地という自然条件の不利性を抱え、農業被害の多い地域となっている。このため、過去 20 年間の被災状況により設定される共済掛金率は高く、共済掛金に対する国庫負担割合は全国一律のため、本県農家の負担は全国でも高い水準である。 ② 一方で、本県は、離島・島しょ県という地理的不利性を抱えており、大きな輸送コストの負担等が農業経営を圧迫していることなどもあり、農家所得は全国と比べ低い水準にある。 ③ このような現状から、本県の農業共済加入率は低迷しており、農業共済の高い掛金が、農業災害発生後の農業経営再建を阻害する要因の一つとなっている。このことは、離農者の抑制、新規就農者の増加等の本県が進める農業施策の障害となっている。 ④ また、政府再保険制度において、通常標準被害率が大規模災害を想定した設定となっており、他都道府県と比べ農業被害が多く発生する本県では、その効果が十分に発揮できず、多額の保険金支払いが農業共済組合連合会の経営圧迫しており、今後も安定的に被災した農業者へ共済金を支払っていく上で経営健全化が課題となっている。 ⑤ これらの障害や課題の解決を図るためには、農業共済掛金に対する国庫負担割合及び通常標準被害率について、沖縄の実状を勘案した独自設定とすることが必要である。				
<b>担当部課</b>	農林水産部 糖業農産課		<b>連絡先</b>	098-866-2275

制度名	沖縄県農業担い手育成基金制度		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力に溢れる豊かな島を目指して		産業振興	30 (新規)
基本施策	(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	農業分野における雇用の創出と農業担い手の育成・確保を図るため、就農希望者等に対する一貫した支援システムを構築する。			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
内容	その他	財政措置	① 沖縄県が新設する「沖縄県農業担い手育成基金」に対して、国が100億円を交付 《新規》 試算額：10年間で100億円	
	その他	その他	—	
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>① 沖縄県の失業率は、全国に比べ高い水準で推移しており、その改善が沖縄県の抱える大きな課題の一つとなっており、雇用の創出に対する農業分野への期待が高まっている。</p> <p>② その一方で、本県の農業就業人口は減少しており、また、現在の農業就業者についても高齢化が進んでいる状況にあり、後継者等の担い手育成が農業分野における重要な課題となっている。しかしながら、現行の農業担い手育成は、農業大学校による研修教育や普及指導員による技術指導等が中心となっており、就農希望者を地域農業の担い手へとつなげていく取り組みが十分でない状況にある。</p> <p>③ 本県の課題の解決に向け、農業分野における雇用の創出と就農希望者の地域農業の担い手へつなげる取り組みを推進する一貫した支援システムを構築する必要がある。</p>				
担当部課	農林水産部 営農支援課		連絡先	098-866-2280

制度名	中小企業経営基盤強化支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	31 (拡充)
基本施策	(8) 地域産業を支える中小企業等の振興		

## I 提言の概要

提言目的	原材料の供給事情などの経済的環境の変化を受けて厳しい経営状況にある業種に属する中小企業（指定業種：砂糖製造業）の支援を継続することにより、沖縄県の中小企業の経営基盤強化を図る。		
提言内容	税の特例	①割増償却 ・対象設備：構築物を追加 <<現行：建物等、機械等>> ・償却率：50%に引き上げ <<現行：27%>>	
	規制緩和	—	
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 <<継続>>	
	その他	財政措置	—
		その他	—

## II 提言の必要性

さとうきび生産量の減少に伴い、製糖工場の操業率は減少傾向にあるが、国と県ではさとうきびの増産計画を推進している。砂糖製造業においては、割増償却制度を企業の実需に応じて拡充し、設備近代化の一層の促進による経営の合理化と生産性の向上を図る必要がある。

担当部課	商工労働部 経営金融課	連絡先	098-866-2343
------	-------------	-----	--------------

制度名	経営革新支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	32 (拡充)
基本施策	(8) 地域産業を支える中小企業等の振興		

## I 提言の概要

提言目的	<p>本県において発展の可能性が大きく、戦略的な育成が必要な沖縄特例業種の新たな取り組みへの挑戦を支援し、中小企業の自主的な努力による活力ある成長や新産業・雇用の創出を図る。</p>		
提 言 内 容	税の特例	<p>①投資税額控除又は特別償却の選択制 ・対象業種：沖縄特例業種に、スパ産業、エステティック産業、金型産業及び福祉用具製造産業の4つを追加(現行の業種の見直しも併せて行う)。</p> <p>≪現行：製造業(35)、自動車運送業(2)、沿海海運業、旅行業、自動車賃貸業、旅館業、電気通信業(2)、情報通信関連産業(3)、倉庫業、こん包業、卸売業、道路貨物運送業、映画・ビデオ制作関連業(3)、廃棄物処理業(2) 計55業種≫</p>	
	規制緩和	-	
	金融支援	<p>①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 ≪継続≫</p>	
	その他	財政措置	-
	その他	その他	-

## II 提言の必要性

今後の戦略的な育成が特に必要な業種に対し、設備投資促進による生産性の向上と雇用促進を図るとともに、今後の観光資源として成長が期待される沖縄エステティック・スパ産業やものづくりの技術を底上げする金型産業、高齢者や障害者等の自立を支える福祉用具製造産業の成長を促進することが必要。

担当部課	商工労働部 新産業振興課	連絡先	098-866-2340
------	--------------	-----	--------------



制度名	米軍発注工事への県内建設業者参入支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	33 (新規)
基本施策	(8) 地域産業を支える中小企業等の振興		

## I 提言の概要

提言内容	提言目的	米軍発注工事の参入要件であるボンドについて支援制度を創設することにより、県内建設業者が参入しやすい環境を整備し、本県経済や雇用等において大きな役割を果たしている建設業の活性化を促進する。	
	税の特例	-	
	規制緩和	西日本建設業保証（株）の活用等による米軍発注工事対応ボンド保証制度の創設 (試算：年額 約200億円)	
	金融支援	-	
	その他	財政措置	-
その他		-	

## II 提言の必要性

県内の建設業は、県内純生産の約8%、全雇用者数の約11%を占める県内の重要産業であるが、公共事業の縮減等により、市場規模自体が縮小しており、市場開拓や新分野進出が課題となっている。このような中、県内に駐留する米軍が直接発注する工事が改めて注目されているが、10万ドル以上の米軍発注工事への参入については、米軍規則等でボンドの確保が義務づけられており、参入実績や建設業者自体の財務状況に基づく与信の問題、地元保険会社自体の保証枠の制限等によるボンド確保が課題となっている。

担当部課	土木建築部 土木企画課	連絡先	098-866-2384
------	-------------	-----	--------------

制度名	産業振興地域制度（旧「産業高度化地域制度」）	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	34 (拡充)
基本施策	(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成		
<b>I 提言の概要</b>			
提言目的	産業連関効果が高く、県経済で重要な役割を担う製造業、その高付加価値化を促進する産業高度化事業及び物流関連産業等に対し、一層の投資促進を図ることにより、生産性向上や競争力強化、物流コストの引き下げを実現する。		
提言内容	税の特例	①立地企業への税制優遇 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地区：県内全域（主務大臣指定） ≪現行：13市町村≫</li> <li>・対象業種：運輸業（大分類）を追加 ≪現行：製造業、卸売業、運輸業の中分類である道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、デザイン業や機械設計業等の産業高度化事業13業種≫</li> <li>・対象設備：「建物付属設備のみの取得」及び「リース物件」 ≪現行：対象外≫ 車両運搬具、船舶、航空機及びソフトウェアを追加 ≪現行：建物等、機械等及び器具等≫</li> <li>・下限取得額：建物等500万円、機械等160万円以上等 ≪現行：1千万円超≫</li> </ul> [投資税額控除] <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率：建物等16%・機械等30% ≪現行：建物等8%、機械等15%≫ 教育訓練費50% ≪新規≫</li> <li>・控除限度額：上限なし ≪現行：法人税額の20%相当≫</li> <li>・繰越期間：9年間 ≪現行：4年間≫</li> </ul> [特別償却] <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却率：建物等50%、機械等100% ≪現行：建物等20%、機械等34%≫</li> </ul> ②地方税課税免除等に伴う地方交付税による減収補填措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填期間：10年間 ≪現行：5年間≫</li> <li>・下限取得額：500万円以上 ≪現行：1千万円超≫</li> </ul>	
	規制緩和	-	
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 ≪継続≫	
	その他	財政措置 ①企業の支払電気料金に対する給付金補助 ≪新規≫	その他 ①産業振興に必要なインフラ整備として、国有財産の譲渡又は貸付 ≪新規≫
<b>II 提言の必要性</b>			
地域内設備投資が全国平均を上回る伸びをみせるなど、投資促進税制として一定の成果は挙げているが、製造品出荷額や有形固定資産残高の水準は、依然として全国下位で生産基盤は脆弱である。投資税額控除等に係る要件を大幅に緩和することにより、特に中小企業の投資意欲を一層喚起し、産業基盤の強化を図ることが必要。			
担当部課	商工労働部 企業立地推進課	連絡先	098-866-2770

制度名	酒税の軽減	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	復帰特措	35 (継続)
基本施策	(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成		

## I 提言の概要

提 言 内 容	提 言 目 的	<p>沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減を図る。 (沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条及び政令第72条)</p>	
	税の特例	<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に基づく酒税軽減措置の延長 ①復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、 ②県内にある製造場で製造し、 ③県内に出荷する酒類の酒税を軽減する。</p> <p>◆泡盛 : 本則税率の35%軽減    ◆ビール : 本則税率の20%軽減 泡盛30度で1キロリットル当たり30万円の本則税額が、19万5千円と10万5千円の軽減となり、 ビール1キロリットル当たり22万円の本則税額が、17万6千円と4万4千円の軽減措置となる。 (現在、50製造場が該当：泡盛47、ビール類1、清酒1、ウイスキー1) 平成21年度軽減額 約36億円</p>	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	—
	その他	—	

## II 提言の必要性

酒類製造業は県内各地域の産業経済や雇用の確保に寄与しており、製造業の少ない沖縄において、重要な産業の一つである。特に泡盛産業については、離島も含めそれぞれの地域に根ざした重要な地場産業であり、さらには沖縄の歴史と文化の中で育まれた魅力ある観光資源である。

このようなことから、酒類製造業は酒税軽減措置や国・県の支援により、経営基盤強化や製品開発、県外・海外への販路開拓事業など様々な取り組みを行い、泡盛出荷数量は平成16年度28,681

キロリットル（昭和 51 年度比 3.3 倍）、ビール類出荷数量は平成 6 年度 65,855 キロリットル（昭和 47 年度比 2.8 倍）と着実に出荷数量を伸ばしてきた。

しかしながら、長期化する景気低迷に加えて、国内酒類市場の縮小傾向や個人消費の低迷、消費者嗜好の多様化などにより、泡盛の出荷数量は平成 16 年度をピークに 5 年連続で減少、また泡盛 46 事業所の内、約 3 割の 13 事業所が経営赤字となっている。ビール類の出荷数量については、平成 6 年度をピークに減少傾向となっている他、低価格の P B 商品が市場に参入したことで、価格競争が一段と激化し収益確保が難しくなるなど、酒類業界を取り巻く状況はますます厳しくなっている。

このような中、平成 24 年 5 月に酒税軽減措置が終了した場合、酒類業界を極めて厳しい状況に陥らせ、関連産業や関連業界に影響を及ぼすとともに、県内の雇用環境にも厳しい影響を与えることが懸念される。

酒税軽減措置から脱却し、酒類業界の自立的な経営体制が整うまでは、県外・海外販路開拓事業への積極的な取り組みと今しばらくの期間が必要である。

**担当部課**

商工労働部 商工振興課

**連絡先**

098-866-2337

制度名	電気安定供給支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	36 (拡充)
基本施策	(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成		

## I 提言の概要

提言目的	島しょ県であるが故の構造的不利性を有する沖縄の電気事業を支援することで、沖縄県における電気の安定的かつ適正な供給を確保し、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。		
提言内容	税の特例	①電気供給用の償却資産に対する特例 ・固定資産税の課税標準を3分の2とする <<継続>> ②投資税額控除、特別償却 ・産業振興地域（旧産業高度化地域）内の設備投資に対する同制度の準用 <<継続>> ③石油石炭税の免除 ・沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免除 <<継続>> ・発電用LNG（液化天然ガス）に係る石油石炭税の免除 <<現行：課税対象>>	
	規制緩和	—	
	金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保 <<継続>> ②抵当権の設定を必要とせずに債務者の財産を弁済に充てる一般担保制度 <<継続>>	
	その他	財政措置	①海底ケーブルの取替・新設を行う者に対し、補助による財政支援 <<新規>> ②国際物流経済特区等における特別高圧用（22kV）電力供給設備の事前構築に対する財政支援 <<新規>>
	その他	—	

## II 提言の必要性

沖縄の電気事業は、沖縄の有する構造的不利性等により、本土の電力9社と比べ電気料金が割高であると同時に、化石燃料に頼らざるを得ない電源構成となっており、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況である。

これら、構造的不利性の克服は民間企業の自助努力のみでは、限界があることから、安定的な事業運営のためには、特別な支援が必要である。

担当部課	商工労働部 産業政策課	連絡先	098-866-2330
------	-------------	-----	--------------

制度名	沖縄型雇用促進税制		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	37 (新規)
基本施策	(10) 雇用対策と多様な人材の確保			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	沖縄の産業構造等の特殊性や地域の実情に合致した優遇税制の創設により、雇用の創出・拡大を促進する。			
提 言 内 容	税の特例	①雇用者数を増加させる企業への税制優遇 [法人税額控除] ・対象業種：全業種（風俗営業等は対象外） ・雇用増加要件：前事業年度末に比べ、従業員数を5%以上、かつ2名以上（中小企業は1名以上）増加させた企業 ≪現行（23年度から全国に導入予定）：10%以上、かつ5名以上（中小2名以上）≫ ・控除額：増加した従業員1名あたり40万円 ≪現行（同上）：20万円≫		
	規制緩和	-		
	金融支援	-		
	その他	財政措置	-	
		その他	-	
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>沖縄は居住人口に対して絶対的に雇用の場が不足している。第3次産業（※）、中小零細企業中心の産業構造であり、島嶼県であるため労働移動や就職活動で他県に比べ制約もあるため、雇用の場の創出・拡大に向けた沖縄独自の制度創設が必要である。</p> <p>※一般的にサービス産業は非正規雇用が多く、雇用調整が多い。</p>				
担当部課	商工労働部 雇用政策課		連絡先	098-866-2324

制度名	沖縄雇用対策基金制度		分野名	整理番号	
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		産業振興	38 (新規)	
基本施策	(10) 雇用対策と多様な人材の確保				
<b>I 提言の概要</b>					
提言目的	沖縄の雇用情勢の抜本的な改善に向け、機動的かつ中長期的な雇用施策を実施し、沖縄特有の雇用に関する課題の解決を図る。				
提 言 内 容	税の特例	—			
	規制緩和	—			
	金融支援	—			
	その他	財政措置	①沖縄雇用対策基金（仮称）《新規》 下記の4つを柱に、特に必要性の高い事業に重点的・戦略的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・企業等の雇用環境の改善</li> <li>・沖縄型就職基礎訓練</li> <li>・地域における就業意識支援環境づくり</li> </ul>		
		その他	—		
<b>II 提言の必要性</b>					
現行の全国一律の制度や関連施策は、本県においては有効性・安定性の面で限界があることから、沖縄の特殊性等を考慮し、地域の実情に応じて機動的かつ中長期的な雇用対策に取り組むことができる仕組みを構築する必要がある。					
担当部課	商工労働部 雇用政策課		連絡先	098-866-2324	

<b>制度名</b>	交通コスト低減制度		<b>分野名</b>	整理番号
<b>将来像</b>	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して		離島振興	39 (新規)
<b>基本施策</b>	(11) 離島における定住条件の整備			
<b>I 提言の概要</b>				
<b>提言目的</b>	沖縄県の離島は、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることから、今後とも重要な役割を果たしていくため、離島の定住条件を改善し、離島地域の振興を図っていく。			
<b>提言内容</b>	<b>税の特例</b>	①離島に係る航空機燃料税の免除 ≪現行：本則の3/4≫ 1キロリットルあたり19,500円  ②那覇空港における着陸料、航行援助施設利用料を免除 ≪現行：本則の1/6≫		
	<b>規制緩和</b>	—		
	<b>金融支援</b>	—		
	<b>その他</b>	<b>財政措置</b> ①沖縄離島住民移動交付金（仮称）の創設 ※航路及び航空運賃について鉄道運賃並の料金の実現 ②交通基本法（仮称）の第一歩として掲げられた「地域公共交通確保維持改善事業」を上回る離島航路・航空路の維持確保のための助成制度の構築		
	<b>その他</b>	交通コストの低減制度並びに住民の生活に必要不可欠な路線の確保・維持及び改善を支援するための制度を確実にするための根拠規定を新法に盛り込む		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>沖縄県では、県管理空港着陸料については、離島住民の安定・向上及び離島振興を目的に航空会社に減免措置を実施し、着陸料の減免分については、航空会社が行なう離島住民を対象とした、離島住民割引の原資の一部として還元している。</p> <p>しかしながら、それでもなお、本土における鉄道運賃と比較すると割高な運賃となっており、離島住民の大きな負担となっており、本県の離島が、今後とも重要な役割を果たしていくためには、離島の定住条件を改善し、離島地域の振興を図っていくことが必要である。</p> <p>また、離島路線は、現行の補助制度では赤字全額をまかなえず、事業者の負担が大きいため、その維持確保が厳しい状況にあることから、補助制度を拡充する必要がある。</p>				
<b>担当部課</b>	企画部 交通政策課		<b>連絡先</b>	098-866-2045



制度名	揮発油税等の軽減	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	復帰特措	40 (継続)
基本施策	(11) 離島における定住条件の整備		

## I 提言の概要

提 言 内 容	提言目的	沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整する（復帰特別措置法第 80 条第 1 項）		
	税の特例	◎復帰特別措置法により講じられている揮発油税等の軽減措置の延長 揮発油税等（国税）の 7 円/ℓ 軽減  揮発油税及び地方揮発油税の軽減額 約 41 億円（沖縄県試算 平成 20 年度）		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	—	
		その他	—	

## II 提言の必要性

- ① 本県には、モノレール以外の鉄軌道がないことから陸上の輸送は、専ら自動車に依存している。
- ② 一人当たりの県民所得が全国平均の 7 割弱、勤労者 1 世帯当たりの可処分所得は全国平均の約 7 割とガソリンの家計消費支出に占める割合は全国平均と比べ高くなっていることから、ガソリン価格の抑制は県民生活及び産業経済の安定を図る上で、重要な意義を有する。
- ③ 揮発油税等の軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税 1.5 円/ℓ）を課税し、その税収を実質的な財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A 重油）の輸送経費を補助する「石油製品輸送等補助事業」を実施し、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることにより、離島住民の生活及び産業活動における負担軽減に寄与している。
- ④ 平成 23 年度に資源エネルギー庁が創設を予定している「離島ガソリン流通コスト支援事業」は、揮発油税等の軽減措置を理由に、沖縄県（本島及び離島）は対象外になる予定である。

担当部課	環境生活部 県民生活課	連絡先	098-866-2187
------	-------------	-----	--------------

制度名	離島の生活コスト低減支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	離島振興	41 (新規)
基本施策	(11) 離島における定住条件の整備		

## I 提言の概要

提言内容	提言目的	沖縄本島から小規模離島をはじめとする県内有人離島へ輸送される生活必需品等の輸送費を措置し、離島における生活必需品等の価格を低減することにより、離島住民の割高な生活コストを軽減し、離島の定住条件整備を図る。	
	税の特例	-	
	規制緩和	-	
	金融支援	-	
	その他	財政措置	①沖縄離島生活コスト低減交付金（仮称）を創設し、当該交付金を財源として、沖縄本島から県内有人離島（離島を経由する場合を含む。）への生活必需品等に係る航路輸送費を措置する。《新規》
その他			

## II 提言の必要性

離島地域では、その条件不利性から、住民の日常生活に欠かせない食料品をはじめとする生活必需品等の多くを沖縄本島から移入しており、輸送コストが小売価格に転嫁されるため、那覇市に比べ小売価格が2～3割も高い物品があるなど、離島への定住を阻害する一因となっている。

このため、当該輸送コストを措置することで、離島地域で販売される生活必需品等の小売価格を引き下げ、離島住民の生活コストを軽減し、離島地域の定住条件の整備を図る必要がある。

担当部課	企画部 地域・離島課	連絡先	098-866-2370
------	------------	-----	--------------

制度名	離島・へき地支援のための教育振興総合対策	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	離島振興	42 (新規)
基本施策	(11) 離島における定住条件の整備		

## I 提言の概要

提言目的	海洋島しょ県である本県の、児童・生徒の諸教育活動に係る負担の軽減、居住する住民の生涯学習の環境等を整備することで、全県民が公平に教育機会が享受できるような環境整備を推進し、離島という不利益性を解消し、定住化の促進を図ること。		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	① 修学旅行や様々な大会への参加等、教育諸活動に係る交通費の負担を軽減《新規》（5割程度軽減）（試算：年額11億円程度） ② 学校、図書館、公民館等へのインターネットの整備等、生涯学習環境の整備《新規》（試算：合計28億円程度）
	その他	① 複式学級の解消《新規》（試算：年額17億円）	

## II 提言の必要性

離島、特に有人離島の存在は、国の領域、領空、排他的経済水域の確保等国益にも大きく貢献しているものと考えられる。その活性化、定住化を図るためには、移動のための手段が安価であること、教育への不安や不利益性を解消していくことが必要である。

海洋島しょ県である沖縄県は、島から島への移動はもちろん、沖縄県から他都道府県への移動は航路及び航空路に限られる。また、鉄道軌道もなく移動コストが高い。離島路線は生活路線となっており、需要が低く、赤字路線とならざるを得ない状況がある。健康で文化的な生活を営むために必要な生活権、移動権が保障されなければならない。

教育の機会均等・生涯学習社会の形成のためにも、学校における双方向授業の実践や図書館や公民館等がネットワークで結ばれるようインフラを整備する必要がある。

また、個に応じたきめ細かな指導ができるよう、複式学級を解消し、学習活動の充実を図る必要がある。

担当部課	教育庁 総務課	連絡先	098-866-2705
------	---------	-----	--------------

制度名	含みつ糖生産者総合支援制度		分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力に溢れる豊かな島を目指して		産業振興	43 (新規)
基本施策	(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	含みつ糖生産を地域振興政策と位置づけ、含みつ糖生産地域におけるさとうきび生産農家及び含みつ糖製造企業の双方を支援する法令に基づく制度を創設することで、将来にわたって安心してさとうきび生産が可能となる環境を整備し、離島住民の定住を図る。			
提言内容	税の特例	—		
	規制緩和	—		
	金融支援	—		
	その他	財政措置	① 国が、さとうきび生産農家へ標準的な生産費と取引価格との差額を交付金交付（仮称：含みつ糖経営安定対策交付金）《新規》 ② 国が、国内産含みつ糖製造事業者へ標準的な製造コストと標準買上価格との差額を交付金交付（仮称：国内産含みつ糖交付金）《新規》 試算額（①+②）：13億円/年	
	その他	① 離島における含みつ糖生産を地域振興政策として位置づけ《新規》 ② 含みつの需給調整及び交付金交付事務を担う事業者の指定《新規》 ③ 含みつ糖経営安定対策交付金（仮称）の設定及び国が需給調整事業者を經由し、さとうきび原料農家へ交付金の支払い《新規》 ④ 国内産含みつ糖交付金（仮称）の設定及び含みつ糖需給調整事業者を經由し、国内含みつ糖製造事業者へ交付金の支払い《新規》		
<b>II 提言の必要性</b>				
① 含みつ糖生産地域は、国境に面した離島が多く、地理的・自然的にきわめて厳しい農業生産条件抱えるとともに、黒糖産業以外に地域に根ざした産業に乏しい状況にある。 ② 他方、国境に面した離島は、国境の維持、広大な排他的経済水域の確保等に重要な役割を果たしており、当該離島における定住条件の改善は、住民のみならず日本国民全体の利益となる。 ③ このことから、当該地域における含みつ糖生産を地域振興政策として位置づけを行い、国境に面した離島住民が将来にわたって生活できる環境を整備する必要がある。				
担当部課	農林水産部 糖業農産課		連絡先	098-866-2275

制度名	駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	駐留軍用地跡地利用	44 （新規）
基本施策	（13）駐留軍用地跡地の利用促進		

## I 提言の概要

提 言 目 的	駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別の措置を講じ、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進することを目的とする。
------------------	---

税 の 特 例	①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・用地先行取得に係る所得控除対象額の引き上げ制度
------------------	--

規 制 緩 和	—
------------------	---

金 融 支 援	—
------------------	---

提 言 内 容	財 政 措 置	①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・地方公共団体等に対する無利子融資等制度 ②新たな事業手法制度の創設《新規》 ・学校等公共施設建設に対する行財政措置制度 ・基地跡地と周辺市街地との一体化事業制度 ③跡地における風景づくり制度の創設《新規》 ④返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 ・国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能
------------------	------------------	--

そ の 他	そ の 他	①返還前の埋蔵文化財・環境調査及び染等に関する原状回復措置徹底の制度化《新規》 ②給付金制度の見直し（新たな給付金制度の創設）《新規》 ③中南部都市圏広域跡地（仮称）指定及び同跡地の事業実施主体の確立《新規》 ④公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・県・市町村等への国有財産譲与・無償貸付制度 ・国の用地先行取得の制度化（国の基金設置） ⑤新たな事業手法制度の創設《新規》 ・市街地整備事業における大規模集約換地制度 ・大規模公共施設や産業振興地区の用地確保のための用地の一律先行取得制度 ⑥跡地における産業振興地区制度の創設《新規》 ⑦跡地における風景づくり制度の創設《新規》 ⑧返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 ・国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能 ⑨跡地利用推進のための調整機関の設置《新規》 ⑩自衛隊施設用地要新たな法制度の対象とすること《新規》
-------------	-------------	---

## Ⅱ 提言の必要性

これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる「沖縄 21 世紀ビジョン」の実現のため、沖縄振興費と別枠での予算確保と様々な行財政上の措置、中南部都市圏の跡地における事業実施主体の確立、基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備、給付金制度の見直し、国営大規模公園等の返還跡地国家プロジェクトの導入等を盛り込んだ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律を制定する必要がある。

**担当部課**

企画部 企画調整課

**連絡先**

098-866-2026

制度名	沖縄振興開発金融公庫の存続	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	45 (継続)
基本施策	(12) 政策金融の活用		

## I 提言の概要

提 言 内 容	提 言 目 的	沖縄の産業の振興開発に寄与する大規模プロジェクトや県内企業の事業基盤強化に資する資金の安定供給	
	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	—
その他		沖縄振興開発金融公庫の有する総合政策金融機関としての現行の機能及び組織形態を平成 24 年度以降も存続。	

## II 提言の必要性

今後、引き続き自立型経済を構築し、沖縄の未来像である沖縄 21 世紀ビジョンを実現するためには、空港や港湾、鉄軌道などといった交通インフラ分野等の社会資本整備や CO2 削減に向けたエネルギー分野への民間投資、駐留軍用地の跡地利用等大規模で回収に長期を有する民間投資が想定され、加えて、セーフティネット機能や新規事業支援等幅広い資金需要に対応するため、本県の特殊事情に配慮した迅速且つきめ細やかな政策金融支援が引き続き必要である。

担当部課	企画部 企画調整課	連絡先	098-866-2026
------	-----------	-----	--------------

制度名	アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献	分野名	整理番号
将来像	4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	国際貢献	46 (新規)
基本施策	(2) 国際協力・貢献活動の推進		

## I 提言の概要

提言目的	<p>沖縄をアジア・太平洋地域の災害援助拠点として位置付け、国内の防災・医療分野の人材、施設等を沖縄に一体的に集積し、国際緊急援助隊を沖縄に常設配備するなど災害援助、周辺諸国の人材育成、防災・医療技術の供与等を通して、アジア・太平洋地域の平和と安全に貢献する。</p>		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	① 消防広域化のための財政措置財政支援措置《新規》
	その他	① 国際緊急援助隊の常設配備と同本部の県内誘致《新規》 ② 国際的な災害医療・救急医療の基幹医療施設の県内誘致《新規》 ③ ドクタープレーン、ドクターヘリ、病院船等の県内配備《新規》 ④ 国際的な防災教育・訓練施設の県内誘致《新規》 ⑤ 国際的な台風、地震、津波等の災害に関する研究施設の県内誘致《新規》 ⑥ 国際医療協力等を担う看護師の育成事業を中心とした人材育成制度の創出《新規》	

## II 提言の必要性

日本の国際的なプレゼンスの向上により、成長著しいアジア諸国との互惠関係の構築に貢献する。また、アジア・太平洋地域の中での沖縄の役割向上とともに国際的な人的交流、経済交流、知的財産の集積等により、沖縄の経済振興につながる。沖縄は台風・地震、津波を研究するには最適な位置にあり、世界最高水準の科学技術が集う沖縄科学技術大学院大学との連携により、先進的な研究成果が期待できる。

担当部課	知事公室 防災危機管理課	連絡先	098-866-2143
------	--------------	-----	--------------



制度名	「平和・人権問題研究所」の設置	分野名	整理番号
将来像	4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	国際貢献	47 (新規)
基本政策	(2) 国際協力・貢献活動の推進		

## I 提言の概要

提言目的	多様な平和・人権問題を抱えるアジア地域において、我が国の果たす役割が大きいことから、アジア地域に近い沖縄に平和や人権問題に関する研究・解決促進のための平和・人権問題研究所を設置することにより、「平和協力外交地域」の形成を図り、アジア・太平洋地域の持続的発展安定に貢献する。		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	①国による「平和・人権問題研究所」の設置及び運営に係る経費の負担。
	その他	①平和・人権問題研究所を中心に国内外の平和資料館、沖縄平和賞を受賞した団体及び「人間の安全保障」に係る活動をしている NPO 法人等をネットワーク化し、それぞれの情報を整理し、平和の情報として発信する。	

## II 提言の必要性

悲惨な戦争を体験した沖縄を、平和を願う県民及び国民の心を象徴する地域として、我が国のアジア地域における平和・外交の拠点とすることは、国益に大きく寄与する。

内外の平和資料館及び「人間の安全保障」に係る活動をしている NPO 法人等をネットワーク化し、平和及び人権に関する研究の成果を発信することで、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献する。

東南アジアに近い沖縄に平和を発信する拠点を整備することにより、平和協力外交地域の形成に資する。

担当部課	環境生活部 平和・男女共同参画課	連絡先	098-866-2500
------	------------------	-----	--------------

制度名	離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）の設置	分野名	整理番号
将来像	5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	離島振興	48 (新規)
基本施策	(2) 公平な教育機会の享受にむけた環境整備		

## I 提言の概要

提言目的	海洋島しょ県である本県の、児童・生徒が離島からの高校進学の際の学生寮や離島の児童・生徒が各種大会等で派遣される際の宿泊に関して負担を軽減できるよう複合的・総合的なセンターを設置し、経済的・精神的な支援を行うことで、全県民が公平に教育機会が享受できるような環境整備を推進し、離島という不利益性を解消し、定住化の促進を図ること。		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財政措置	① 寄宿舍（寮）と宿泊施設、面談室や学習室（研修室）等を備えた「離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置及び管理運営にかかる費用の国庫負担《新規》
	その他		

## II 提言の必要性

離島、特に有人離島の存在は、国の領域、領空、排他的経済水域の確保等国益にも大きく貢献しているものとする。その活性化、定住化を図るために教育への経済的・精神的不安や不利益性を解消していくことが必要である。

離島地域からの高校進学の際、保護者の一人が転居し同居することによる二重生活や、一家転住といった状況があることや離島地域から本島に各種大会等で移動する際の宿泊費についての負担が大きい。保護者についても、学校行事や面談等に参加する際の負担が大きい。また、アパートや間借をすることの経済的負担や安全面に対する精神的負担も大きい。

これらを解消するためにも安心・安全な総合施設を設置することで、離島で生活する児童・生徒、県民を支援し、経済的・精神的負担を軽減することで定住化が促進され、離島の活性化に繋がるものとする。

担当部課	教育庁 県立学校教育課	連絡先	098-866-2715
------	-------------	-----	--------------

制度名	戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者支援制度	分野名	整理番号
将来像	5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	教育・文化	49 (新規)
基本施策	(2) 公平な教育機会の享受にむけた環境整備		

## I 提言の概要

提言目的	戦後処理の一環として戦中・戦後の混乱から生じた「義務教育未修了者」の支援のため、「戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者」の実態把握を行い、対象者（昭和7年～昭和16年）で学習支援を希望する人に対して、学習機会の提供を行う。		
提言内容	税の特例	-	
	規制緩和	-	
	金融支援	-	
	その他	財政措置	① 戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者への支援にかかる費用の国庫負担《新規》 ・戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者の実態調査 ・調査による対象者（昭和7年～昭和16年）への学習機会の提供（試算：年額約1,200万円）
	その他	-	

## II 提言の必要性

戦中・戦後の混乱から生じた「義務教育未修了者」への支援をおこなう必要がある。制度が整い、財政的支援も可能になれば、断念していた通学も可能となり、希望者も増えることが予想される。戦後処理が末端まで行き届かなく、「教育を受ける権利」を奪われた方々に対しての誠意ある取組となる。

担当部課	教育庁 義務教育課	連絡先	098-866-2741
------	-----------	-----	--------------

制度名	沖縄の地域特性に対応した地方交付税算定の見直し	分野名	整理番号
将来像	5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	教育・文化	50 (拡充)
基本施策	(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実		

## I 提言の概要

提言目的	日本で唯一亜熱帯海洋性気候に属し、高温多湿な気象条件が長期間続く沖縄の、安全で快適な施設の整備を推進し、児童生徒が自ら学ぶ意欲を育む適切な学習環境を確保する。		
提言内容	税の特例	—	
	規制緩和	—	
	金融支援	—	
	その他	財措措置	① 公立小中学校における空調設備整備後の維持管理費（光熱費）の、地方交付税基準財政需要額への算入《拡充》
	その他	—	

## II 提言の必要性

本県は亜熱帯海洋性気候に属し、高温多湿な気象条件が長期間続き、この間、教室内の温度は30～35℃にも上昇することがある。そのため、児童生徒への適切な学習環境を確保する上から、学校施設への空調設備は必要不可欠である。

担当部課	教育庁 施設課	連絡先	098-866-2736
------	---------	-----	--------------

制度名	私立学校施設整備支援		分野名	整理番号
将来像	5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島の実現		教育・文化	51 (新規)
基本施策	(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	公立学校が沖振法により老朽校舎の改築等が順次整備が進められているのに対し、私立学校施設は耐震化が進まず、老朽化施設の改築が課題となっている。昭和50年当時の海砂利使用の問題や台風常襲、塩害などの地理的特性に起因する本県特有の事情は、公立私立を問わず共通のものであることから、改築を支援し耐震化を促進することで、児童生徒が安心して学べる安全な教育環境作りを図り、県の防災施策並びに人材育成施策を推進する。			
提 言 内 容	税の特例	-		
	規制緩和	-		
	金融支援	-		
	その他	財 政 措 置	① 私立学校を設置する学校法人が行う老朽校舎等の改築事業に対し支援を行い、私立学校施設の耐震化を促進する。	
	そ の 他			
<b>II 提言の必要性</b>				
県内私立学校施設は、新耐震基準適用以前に建築された施設が約4割あるが、資金調達上の課題から耐震化が進まない現状にある。児童生徒にとって安全安心な教育施設を確保することは、人材育成施策上及び防災対策上も重要であることから、学校法人が行う改築事業を支援し、その耐震化を促進することで、県内私立学校の振興と教育環境の整備を図る必要がある。				
担当部課	総務部 総務私学課		連絡先	098-866-2074

制度名	国際性に富む人材育成留学制度		分野名	整理番号
将来像	5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して		教育・文化	52 (拡充)
基本施策	(4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築			
<b>I 提言の概要</b>				
提言目的	<p>沖縄21世紀ビジョンで示されている、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」推進戦略における「グローバルな教育先進地域づくり」や「世界に開かれた交流と共生の島」推進戦略における「人・知識・文化の融合する海邦交流拠点形成」に必要な専門人材育成、そして「海邦養秀」の精神が掲げるグローバルな視点を持った、21世紀沖縄の振興・開発を担えるリーダー人材を育成する。</p>			
提言内容	税の特例	-		
	規制緩和	-		
	金融支援	-		
	その他	①海外（特にアジア）の大学・大学院や研究機関等への国庫負担による派遣制度《拡充》 ・高校生70名 ・大学生、大学院生、社会人30名 （計年間100名規模） （試算：年額約2億円）	-	
	その他	-		
<b>II 提言の必要性</b>				
<p>今日の複雑化・多様化している社会にあっては、各分野において有為な人材が求められており、特に天然資源の乏しい沖縄県において、自立的発展を図るには、自らの地理的・歴史的・文化的特性を活かした人的資源の育成が不可欠であり、本制度は国際化時代を担う人材を育成することによって、本県の振興開発に寄与する。</p>				
担当部課	教育庁 県立学校教育課		連絡先	098-866-2715

政策分野別沖縄県制度提言一覧

(◎新規・○拡充・●継続)

分野	施策番号	制度名	基本施策
<b>1. 産業振興</b>			
(1)観光産業	20	◎国際観光推進制度	世界水準の観光・リゾート地の形成
	21	◎環境共生型観光推進制度	
	22	○沖縄型特定免税店制度	
(2)情報通信産業	23	○情報通信産業特別地区	情報通信関連産業の高度化・多様化
	24	○情報通信産業振興地域	
(3)国際物流・貿易	25	◎国際物流経済特区	アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成
	34	○産業振興地域制度 (旧「産業高度化地域制度」)	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成
(4)金融業	27	○金融業務特別地区	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出
(5)中小企業	31	○中小企業経営基盤強化支援制度	地域産業を支える中小企業等の振興
	32	○経営革新支援制度	
(6)産業基盤	36	○電気安定供給支援制度	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成
(7)農業	28	◎沖縄農林水産物物流条件不利性解消制度	亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産物の振興
	29	◎沖縄型農業共済制度	
	30	◎沖縄県農業担い手育成基金制度	離島の特色を生かした産業振興と新たな展開
	43	◎含みつ糖生産者総合支援制度	
(8)政策金融	45	●沖縄振興開発金融公庫の存続	政策金融の活用
(9)科学	26	◎科学技術振興制度	科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成
(10)建設業	33	◎米軍発注工事への県内建設業者参入支援制度	地域産業を支える中小企業等の振興
(11)雇用	37	◎沖縄型雇用促進税制	雇用対策と多様な人材の確保
	38	◎沖縄雇用対策基金制度	
<b>2. 国際貢献</b>			
	14	◎健康危機管理体制の確立	社会リスク・セーフティネットの確立
	46	◎アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献	国際協力・貢献活動の推進
	47	◎「平和・人権問題研究所」の設置	
<b>3. 環境・エネルギー</b>			
	1	◎自然環境の保全・再生支援制度	自然環境の保全・活用・再生
	2	◎循環型社会の構築促進制度	持続可能な循環型社会の構築
	3	◎離島の廃棄物処理サービス広域化支援制度	
	4	◎再生可能エネルギー等導入促進支援制度	低炭素島しょ社会の実現
	5	◎エコアイランド特別地区	

分野	施策番号	制度名	基本施策
<b>4. 離島振興</b>			
	12	◎離島医療サービス確保支援制度	健康福祉セーフティネットの充実
	13	◎島しょ型福祉サービス総合支援制度	
	18	◎水道広域化の推進	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化
	39	◎交通コスト低減制度	離島における定住条件の整備
	41	◎離島の生活コスト低減支援制度	
	42	◎離島・へき地支援のための教育振興総合対策	公平な教育機会の享受に向けた環境整備
	48	◎離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター(仮称)の設置	
<b>5. 交通体系</b>			
	19	◎沖縄鉄道等の整備	沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備
	9	◎沖縄総合公共交通基金(仮称)の創設	人間優先のまちづくり
<b>6. 子育て・福祉・医療</b>			
	10	◎新たな子育て支援制度	子育てセーフティネットの充実
<b>7. 戦後処理</b>			
	15	◎沖縄戦による不発弾・民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設	米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
	16	◎沖縄戦による所有者不明土地の解消及び真の所有者補償制度	
	17	◎沖縄戦による遺骨収集の国による取組強化	
<b>8. 教育・文化</b>			
	6	◎沖縄文化振興及び産業創出・育成制度	伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造
	7	◎文化産業振興地域	文化産業の戦略的な創出・育成
	11	◎幼児教育支援制度	子育てセーフティネットの充実
	49	◎戦中・戦後の混乱期における義務教育未修了者支援制度	公平な教育機会の享受に向けた環境整備
	50	○沖縄の地域特性に対応した地方交付税算定の見直し	自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
	51	◎私立学校施設整備支援	
	52	○国際性に富む人材育成留学制度	国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築
<b>9. 風景・まちづくり</b>			
	8	◎沖縄らしい風景・まちづくり制度	価値創造のまちづくり
<b>10. 駐留軍用地跡地利用</b>			
	44	◎駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)	駐留軍用地跡地の利用促進
<b>11. 復帰特措法関係</b>			
	35	●酒税の軽減	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成
	40	●揮発油税等の軽減	離島における定住条件の整備